

旧独立行政法人 平和祈念事業特別基金

第2期中期目標期間 事業報告

(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1 旧独立行政法人平和祈念事業特別基金の概要

(1) 設立の趣旨と解散の経緯

旧独立行政法人平和祈念事業特別基金は、「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し、慰藉の念を示す事業を行うこと」を目的として、「平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和63年法律第66号）」に基づき、内閣総理大臣の認可を受けて昭和63年7月1日に（認可法人）平和祈念事業特別基金として設立された。

その後、特殊法人等改革基本法に基づく「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）の実施の一環として、「平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成14年12月6日法律第133号）」による改正後の「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（以下「基金法」という。）」により、（認可法人）平和祈念事業特別基金を解散して独立行政法人平和祈念事業特別基金に事業を承継させること等が定められ、平成15年10月1日に独立行政法人に移行し、慰労品の贈呈事業及び啓発広報活動等の慰藉事業を実施した。

また、「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成18年12月22日法律第119号）」の規定により、当初平成22年9月30日までに解散することとなっていたが、「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年6月16日法律第45号）（以下「特措法」という。）」の施行に伴い、平成25年4月1日までに解散することとされ、最終事業として戦後強制抑留者に対し特別給付金を支給する事業を実施し、平成25年4月1日に解散した。

(2) 中期目標の期間

平成20年4月1日～平成25年3月31日

(3) 業務内容

ア 目的（基金法第4条）

旧独立行政法人平和祈念事業特別基金の目的は、「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うこと」とされていた。

イ 業務の範囲（基金法第13条第1項）

旧独立行政法人平和祈念事業特別基金は、上記の目的を達成するため、次の業務を実施した。

(ア) 関係者の労苦に関する資料の収集、保管及び展示

- (イ) 関係者の労苦に関する調査研究
 - (ウ) 関係者の労苦に関しての記録の作成・頒布、講演会等の実施等
 - (エ) 特措法第3条第1項による特別給付金の支給
 - (オ) (ア)～(エ)に掲げるもののほか、関係者に対し慰藉の念を示す事業〔関係者に対する書状等の贈呈及び特別慰労品の贈呈〕
 - (カ) 前各号の業務に附帯する業務
 - (キ) 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈・慰労金の請求の審査
- ※上記の(ア)～(ウ)、(オ)、(キ)については、平成22年9月30日まで行っていた。

(4) 沿革

昭和63年7月1日	認可法人平和祈念事業特別基金として設立
平成15年10月1日	独立行政法人平和祈念事業特別基金に移行
平成22年9月30日	これまでの慰藉事業の終了
平成22年10月25日	特別給付金支給の請求受付開始
平成24年3月31日	特別給付金支給の請求受付終了
平成25年4月1日	独立行政法人平和祈念事業特別基金の解散

2 第2期中期目標期間における事業実施状況

別紙1「旧独立行政法人平和祈念事業特別基金 中期目標期間事業報告書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）」のとおり。

3 第2期中期目標期間における予算計画等

別紙2「予算計画、収支計画及び資金計画」のとおり。

旧独立行政法人平和祈念事業特別基金 第2期中期目標期間 事業報告書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

中期計画の事項	実施結果																																	
<p>第1 中期計画の期間 平成20年4月から平成25年3月までの5年間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務経費の削減</p> <p>(1) 職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額（特別給付金支給事業及び特別記念事業等経費を除く。）について、前期末事業年度である平成19事業年度に対する平成22事業年度上半期（22年4月1日～同年9月30日）の割合を75%以下（通年ベース）とする。</p>	<p>経費の削減に関しては、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の以下の主な実施状況などの取組の結果、平成22事業年度（通年ベース）の業務運営に係る経費総額は722百万円であり、平成19事業年度の経費総額1,264百万円と比較すると、割合では57.1%（542百万円の減額、率にして42.9%の削減）となっており、目標（75%以下とする）を大幅に上回る削減を達成した。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="956 767 2148 1090"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度 (基準年度)</th> <th>平成20 年度</th> <th>平成21 年度</th> <th>平成22 年度</th> <th>平成23 年度 参考</th> <th>平成24 年度 参考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経費総額 (通年ベース)</td> <td>1,264</td> <td>965</td> <td>798</td> <td>361 (722)</td> <td>431</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>対前年度増△ 減 (〃)</td> <td>—</td> <td>△299</td> <td>△167</td> <td>△76 (△542)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>対前年度比 (%) (〃)</td> <td>—</td> <td>△23.7</td> <td>△17.3</td> <td>△9.5 (△42.9)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 除外：特別記念事業に係る経費（平成19年度65億円、平成20年度89億円、平成21年度15億円、平成22年度1億円）、特別給付金支給事業に係る経費（平成22年度148億円（特別給付金支給業務共通経費を含む。）、平成23年度44億円、平成24年度5億円）</p> <p>注2) 平成23年度以降、運営費交付金の予算措置無し</p>							平成19年度 (基準年度)	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度 参考	平成24 年度 参考	経費総額 (通年ベース)	1,264	965	798	361 (722)	431	220	対前年度増△ 減 (〃)	—	△299	△167	△76 (△542)	—	—	対前年度比 (%) (〃)	—	△23.7	△17.3	△9.5 (△42.9)	—	—
	平成19年度 (基準年度)	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度 参考	平成24 年度 参考																												
経費総額 (通年ベース)	1,264	965	798	361 (722)	431	220																												
対前年度増△ 減 (〃)	—	△299	△167	△76 (△542)	—	—																												
対前年度比 (%) (〃)	—	△23.7	△17.3	△9.5 (△42.9)	—	—																												

中期計画の事項	実施結果																												
<p>(2) 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされていることから、平成22年9月までの4年6月間において、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する（今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）とともに、国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行う。</p>	<p>中期目標期間中の主な実施状況は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 書状等贈呈事業が平成20年度で終了したことにより197百万円を削減。 ② 基金事務所等の移転（民間ビルから総務省第2庁舎（新宿区若松町））により賃借料43百万円を削減。 ③ 職員の削減及び超過勤務の縮減により人件費57百万円を削減。 ④ 広報形態の見直しにより広告経費9百万円を削減。 ⑤ その他、事業内容の見直し等により経費を削減。 <p>人件費については、平成18事業年度以降、平成22年9月までの4年6月間において、4.5%以上削減し、併せて国家公務員に準じた人件費削減を行い、国家公務員に準じた人件費削減（給与改定）及び超過勤務の削減の取組も継続して実施し、特別記念事業や特別給付金の支給業務の進捗等に合わせた計画的な人事異動及び職員の減員等を実施し、必要最小限の人員で着実に取り組んだ。また、各事業年度において業務量に応じた人員体制への見直し調整等を随時行うため、業務遂行に支障の無いように機動的に職員を配置する等対応を図った結果、平成22事業年度（通年ベース、9月までの6か月分×2）の人件費は140百万円であり、基準年度である平成17事業年度の人件費197百万円と比較し、57百万円の減額、率にして28.9%の削減となっており、目標を大幅に上回る削減を達成した。</p> <p style="text-align: center;">現員表 (単位：名)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>H20.4</td> <td>H21.4</td> <td>H21.11</td> <td>H22.4</td> <td>H22.7</td> <td>H22.10</td> <td>H23.10</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>H24.4</td> <td>H24.7</td> <td>H24.10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>10</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">注) H22.10 組織再編</p>	H20.4	H21.4	H21.11	H22.4	H22.7	H22.10	H23.10	18	15	16	13	15	15	14	H24.4	H24.7	H24.10					11	10	9				
H20.4	H21.4	H21.11	H22.4	H22.7	H22.10	H23.10																							
18	15	16	13	15	15	14																							
H24.4	H24.7	H24.10																											
11	10	9																											

中期計画の事項	実施結果						
<p>(3) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。</p>	(単位：千円)						
		平成17年度 (基準年度)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23 年度 参考	平成24 年度 参考
	人件費 (通年ベース)	196,690 【197百万】	180,590	166,409	144,286 【140百万】	144,619	101,049
	対前年度増 △減【対17 事業年度】	-	△17,301 【△16百万】	△14,181 【△30百万】	△22,123 【△57百万】	333 【△52百万】	△43,570 【△96百万】
対前年度比 (%)【対17 事業年度】	-	△8.7 【△8.2】	△7.9 【△15.4】	△13.3 【△28.9】	0.2 【△26.5】	△30.1 【△48.6】	
	<p>給与水準については、対国家公務員指数（年齢勘案、各年度公表値）により検証すると、いずれの年度も100を上回っているが、これは基金の事務所が東京都区部に所在することが主な要因であり、年齢・地域勘案または年齢・地域・学歴勘案のいずれかでは100を下回っており、概ね適正な水準であると認められる。</p> <p>なお、基金職員の確保については、独自採用ではなく、国との人事交流に拠らざるを得ない特殊事情から基金独自の努力では指数の改善は困難な状況にあった。</p> <p>また、給与水準の検証結果と措置の公表については、毎年度、国家公務員分の給与改定に準じて給与引下げ等の見直しを行うとともに、基金の役職員の報酬・給与等の規程の改正を行い公表したほか、評価調書において検証、公表した。</p>						

中期計画の事項	実施結果						
<p>2 外部委託の推進 外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。</p>		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 24 年度対 平成 20 年度
	①対国家公務員指数 (年齢)	116.9	110.8	109.0	108.6	109.2	
	対前年度	1.1	△ 6.1	△ 1.8	△ 0.4	0.6	△7.7
	②対国家公務員指数 (年齢・地域)	103.5	97.5	94.9	95.1	95.0	
	対前年度	1.3	△ 6.0	△ 2.6	0.2	△0.1	△8.5
	③対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴)	99.1	94.0	95.8	101.0	101.5	
	対前年度	△ 0.4	△ 5.1	1.8	5.2	0.5	2.4
	<p>外部委託の推進に関しては、基金の主要業務である慰藉事業について、基金の職員が直接実施しなければならない事務・事業を除き、次の観点を考慮しつつ外部委託を推進し、効率的・効果的な事業の実施等を図った結果、前記「第2の1業務経費の削減」の実施結果のとおり、平成22事業年度（通年ベース）の業務運営に係る経費総額（722百万円）が、平成19事業年度の経費総額（1,264百万円）と比較し、542百万円の減額となった。</p>						
	<p>① 定型的な業務で、委託により事務の省力化、軽減が図られるもの。 ② 各種イベント、調査研究などで、委託により効果的な運営又は結果が期待できるもの。 ③ 専門的知識やノウハウを必要とする業務で、効率的・効果的な事業実施に有効なもの。 ④ 高度の知識・技術等を要し、民間分野での技術革新の進歩が早いもの。 ⑤ 事業の実施が一時期に集中し、常時一定の職員を配置する必要のないもので、職員の弾力的配置等で対応できないもの。 ⑥ その他、委託等により効果的な執行が期待できるもの。</p>						

中期計画の事項	実施結果
<p data-bbox="91 1002 383 1034">3 組織運営の効率化</p> <p data-bbox="114 1042 927 1150">各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、必要に応じて人員配置の見直しを行う。</p>	<p data-bbox="981 240 1491 272">具体的な実施状況は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="954 320 2141 384">・資料の移管を見据えた整理手法や移管用基礎データの作成等のノウハウを活用するため、「所蔵資料等の整理業務」を外部委託（主に③）（平成 20 年度）。 <li data-bbox="954 392 2141 501">・ロシア国立映画・写真資料公文書館、ロシア国立軍事公文書館、ドイツ反ファシスト記念館が保有する資料について、資料入手に係る交渉調整や入手すべき資料のリストをまとめた報告書の作成業務を外部委託（主に③）（平成 20 年度）。 <li data-bbox="954 509 2141 576">・石碑制作と苑地整備工事について、関係省の協力のもと適切に進めるため、「慰霊碑建設に伴うコンサルティング業務」を外部委託（主に③）（平成 21 年度）。 <li data-bbox="954 584 2141 651">・基金保有の資料をインターネットにより公開するため、「インターネット資料館構築に係るウェブデザイン等業務」を外部委託（主に③、④）（平成 21 年度）。 <li data-bbox="954 659 2141 805">・平和祈念展（新宿西口展）の展示、講演会等について、会場設営、講演会等の運営については効果的に事業を実施するため、展示物の選定や説明文の作成等の事業のコアとなる部分は基金のノウハウを活用し、企画アイデア等の専門的知識には外部のノウハウを活用することとし外部委託（主に②、③）（平成 21・22 年度）。 <li data-bbox="954 813 2141 922">・特別給付金事業を効率的に実施するため、基金では処理業務の中核部分や処理が困難な案件に注力し、電話相談及び約 7 万人の対象者からの請求書類に係る処理業務の一部に外部のノウハウを活用することとし、一部を外部委託（主に①、③、⑤）（平成 22・23 年度）。 <p data-bbox="954 1042 2141 1150">組織運営の効率化については、基金が独立行政法人として発足（平成 15 年 10 月 1 日）した当初よりスタッフ制を採用（それ以前は、「課制」）し、業務の繁閑等に応じて適宜・適切に機動的な人員配置を実施した。</p> <p data-bbox="981 1198 1610 1230">各年度の具体的な実施状況は次のとおりである。</p> <p data-bbox="965 1270 1158 1302">【平成 20 年度】</p> <p data-bbox="954 1310 2141 1377">これまでの運営体制を検証するため、PDCA サイクルによる改善手法を導入し、計画と実行と確認と見直しを行い、監事出席の役員会において、随意契約の状況（毎月）、資金運用</p>

中期計画の事項	実施結果
	<p>状況（四半期毎）の報告、予算執行見込み（四半期毎）の報告の実施を新たに行う等、情報の共有化による内部牽制を図り、コンプライアンスに対する意識向上を徹底させた。</p> <p>【平成 21 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別記念事業が終息を迎えたため業務分担の分析・見直しを行い、書状等贈呈事業担当副参事を企画展等の企画運営を円滑に実施するため資料館勤務の専任職員とした。 ・「慰霊碑建設検討委員会」の事務については、円滑に実施するため所管の調査企画担当参事に加え、企画・総務担当参事が支援する体制とした。 <p>【平成 22 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4 月当初は基金が 9 月末に解散することになっていたことから、順次、業務を縮小することとし、前年度末の 16 名体制から 3 名を削減して 13 名体制とした。 ・「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成 22 年法律第 45 号）」に基づき、平成 25 年 4 月 1 日までの政令で定める日まで基金の解散が延期され、最終事業として特別給付金支給業務を実施することとなったため、職員 2 名を採用し外部委託の企画、内部審査といった特別給付金支給実施準備に関する企画管理体制の強化を図った。 ・特別給付金の認定、支給業務に適切に対応するため、請求受付開始月である 10 月に事業部を特別給付金「認定担当」と「支給担当」の 2 参事制に再編し、総務部から事業部に 2 名を内部振替した。 <p>【平成 23 年度】</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」等を踏まえ、以下のとおり特別給付金支給業務の処理の進捗に伴い、内部での振替や業務の減少に伴う人員削減といった業務に見合った効率的な人員配置等を実施するとともに、解散に向けた体制整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4 月に事業部内の旧事業を担当する職員 2 名を認定担当に内部振替し、外部委託業者の監督や「入ソ事実等の調査」業務に 1 名配置、支給システムの管理・監督等業務に 1 名配置。 ・10 月に認定担当の支給システム担当を 1 名削減した。 ・10 月の監事監査において、解散処理業務に関する体制等を整えるよう指摘があり、1 月に移行委員会等を設置するなど体制を整備した。

中期計画の事項	実施結果
<p>4 随意契約の見直し</p> <p>(1) 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>(2) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に沿って策定した新たな「随意契約等見直し計画」に基づき、契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを公表する。</p> <p>なお、監事による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>【平成 24 年度】</p> <p>「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)等を踏まえ組織の合理化・効率化を図りつつ、以下のとおり、機動的な人員配置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別給付金支給業務の収束に伴う人員削減。 事務量減少に対応し、4 月に 3 名削減、機動的な人員配置で業務を遂行した。 ・基金解散後の総務省における残務処理等を整理するための「連携会議」を設置。 7 月 1 日に総務省・平和基金連携会議を設置、理事長以下決定権のある人員を配置し、整理・引継方針を確定し実務者チーム等への作業指示を行うことで、総務省へのスムーズな引き継ぎを画策した。 ・連携会議で指示された事項を実施する機関として「実務者チーム会議」を設置。 各部担当を配置し、迅速な検討と作業の効率化を図った。 ・「移行委員会」等の開催。 平成 23 年度に基金内に設置した移行委員会等により、解散に伴う基金内部で対処する事項について一括して協議検討し、解散準備業務を効率的に行った。 ・「解散業務準備プロジェクトチーム」の設置。 7 月 1 日に、事業部を中心に各部担当から配置し、平成 24 事業年度及び中期目標期間の事業報告書や業務の実績に関する評価調書の作成などの業務の早期着手、準備を実施した。 <p>随意契約の見直しについては、基金において「随意契約見直し計画」(平成 19 年 12 月)、「随意契約等見直し計画」(平成 22 年 4 月)をそれぞれ策定し、これに基づき見直しの取組を実施し、その取組状況や契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを適宜公表した。</p> <p>具体的な実施状況については次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡)による要請に基づき、会計規程等の改正・整備や契約に関連した情報の公表など契約の適正化を図るための措置を適切に講じた(平成 21 年 3 月 1 日施行)。 ・入札・契約の適正な実施についての基金監事によるチェックについては、前月に執行した契約に係る「物品、役務等の契約締結状況」を、翌月の役員会において担当から説明した後、監事からの質疑に適切に対応し、毎回了承を得た。

中期計画の事項	実施結果
	<ul style="list-style-type: none"> ・「随意契約見直し計画」(平成 19 年 12 月)の実施(「競争性のない又は少ない随意契約等」から「より競争性のある契約」への移行)。 ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき、総務省から契約状況の点検・見直しを行う機関を設置するよう要請があり、基金内部に基金監事及び外部有識者により構成した独立行政法人平和祈念事業特別基金契約監視委員会(以下「契約監視委員会」という。)を平成 21 年 11 月 30 日に設置した。 ・契約監視委員会からの提言の趣旨を踏まえ、ホームページへの入札説明書(仕様書)の掲載や 10 日以上の公示期間の確保を平成 22 年 2 月から実施した。 ・平成 20 年度に締結した随意契約等について、契約監視委員会による点検・見直しに係る審議を受けた後、平成 22 年 4 月 30 日に新たな「随意契約等見直し計画」として策定し、即日ホームページに掲載し公表した。 ・「随意契約等見直し計画」に基づき、平成 22 年度以降も随意契約、一者応札等の見直しの取組を促進した。 ・契約監視委員会においては、継続して随意契約となった契約案件以外について、見直しを実施するものはないとして承認を受けた(平成 22~24 年度)。 ・契約監視委員会による、基金契約案件に係る点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップは、着実かつ適切に実施し公表した(平成 22~24 年度)。 <p>以上の結果、平成 20 年度に 51 件あった随意契約が平成 21 年度 37 件、平成 22 年度 29 件、平成 23 年度 18 件、平成 24 年度 15 件と減少した。</p> <p>また、一者応札、一者応募となった一般競争入札等は、新たな「随意契約等見直し計画」策定以降皆無である。</p> <p>なお、平成 23 年度及び平成 24 年度が前年度と比較して随意契約の割合が増加しているのは、平成 22 年度以降の事業の減少に伴い、全体の事業の契約件数が減る一方で、基金運営・存続に必要な事務に係る随意契約の件数があまり減らなかったことによるものである。</p>

中期計画の事項

実施結果

※契約状況一覧

(単位：件、千円)

	平成 20 年度実績		随意契約等見直し計画		平成 21 年度実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争 入札等	33.8%	7.2%	50.6%	8.3%	42.2%	11.2%
	26	677,936	39	779,621	27	203,222
競争入札	24.7%	5.9%	41.6%	7.0%	31.3%	10.3%
	19	551,042	32	652,727	20	187,993
企画競 争・公募	9.1%	1.4%	9.1%	1.4%	11.0%	0.8%
	7	126,894	7	126,894	7	15,229
随意契約	66.2%	92.8%	49.4%	91.7%	57.8%	88.8%
	51	8,707,481	38	8,605,797	37	1,614,302
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	77	9,385,418	77	9,385,418	64	1,817,524

	平成 22 年度実績		平成 23 年度実績		平成 24 年度実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争 入札等	50.0%	67.2%	25.0%	62.6%	11.8%	15.9%
	29	329,915	6	114,975	2	7,562
競争入札	46.6%	64.7%	20.8%	60.4%	5.9%	7.3%
	27	317,342	5	110,880	1	3,467
企画競 争・公募	3.4%	2.5%	4.2%	2.2%	5.9%	8.6%
	2	12,573	1	4,095	1	4,095
随意契約	50.0%	32.8%	75.0%	37.4%	88.2%	84.1%
	29	160,776	18	68,680	15	39,987
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	58	490,691	24	183,655	17	47,579

中期計画の事項	実施結果																																																												
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 資料の収集、保管及び展示</p> <p>(1) 資料の収集</p> <p>① 基金の解散を見据え、個人が所有する恩給欠格者（旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）のうち、未収集の重要な資料を効率的に収集する。</p> <p>② 既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼する。</p>	<p>関係資料の収集については、関係団体を通じて寄贈の依頼をするなど効率的に関係資料の収集活動を行った。第2期中期目標期間中に軍事郵便物（戦地から姉への手紙）、ソ連軍軍票、予防接種証明書など1,043点（寄贈者33人）の資料を収集できた。</p> <p>寄託品の寄贈への切替え結果については、次の表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="952 821 2101 1295"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th></th> <th>期首寄託品①</th> <th>期末寄託品②</th> <th>処理数③=①-②</th> <th>処理率%③/①</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">23</td> <td>人 数 (人)</td> <td>19</td> <td>0</td> <td>19</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>寄贈承諾 資料返還</td> <td></td> <td></td> <td>13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資料件数 (件)</td> <td>143</td> <td>0</td> <td>143</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>寄贈承諾 資料返還</td> <td></td> <td></td> <td>74 69</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">22</td> <td>人 数 (人)</td> <td>26</td> <td>19</td> <td>7</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>資料件数 (件)</td> <td>333</td> <td>143</td> <td>190</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">21</td> <td>人 数 (人)</td> <td>32</td> <td>26</td> <td>6</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>資料件数 (件)</td> <td>349</td> <td>333</td> <td>16</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20</td> <td>人 数 (人)</td> <td>59</td> <td>32</td> <td>27</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>資料件数 (件)</td> <td>476</td> <td>349</td> <td>127</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table>	年度		期首寄託品①	期末寄託品②	処理数③=①-②	処理率%③/①	23	人 数 (人)	19	0	19	100	寄贈承諾 資料返還			13		資料件数 (件)	143	0	143	100	寄贈承諾 資料返還			74 69		22	人 数 (人)	26	19	7	27	資料件数 (件)	333	143	190	57	21	人 数 (人)	32	26	6	19	資料件数 (件)	349	333	16	5	20	人 数 (人)	59	32	27	46	資料件数 (件)	476	349	127	27
年度		期首寄託品①	期末寄託品②	処理数③=①-②	処理率%③/①																																																								
23	人 数 (人)	19	0	19	100																																																								
	寄贈承諾 資料返還			13																																																									
	資料件数 (件)	143	0	143	100																																																								
	寄贈承諾 資料返還			74 69																																																									
22	人 数 (人)	26	19	7	27																																																								
	資料件数 (件)	333	143	190	57																																																								
21	人 数 (人)	32	26	6	19																																																								
	資料件数 (件)	349	333	16	5																																																								
20	人 数 (人)	59	32	27	46																																																								
	資料件数 (件)	476	349	127	27																																																								

中期計画の事項	実施結果
<p>(2) 資料の保管</p> <p>基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討結果（以下「在り方の検討結果」という。）を踏まえつつ、次の事項を行う。</p> <p>① 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。</p> <p>② 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために、定温・定湿の倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。</p>	<p>寄託品の寄贈への切替え等については、事業最終年度である平成 22 年 9 月末までにおいては、宛先不明による返戻や電話連絡不能などにより、143 件（寄贈者 19 名）の寄託品が残ったが、引き続き寄託品所有者への寄贈切替え依頼等の事務を実施した結果、全ての寄託品について寄贈承諾を得るか、返却希望者には資料を返却することができた。</p> <p>関係資料カルテの作成促進については、第 2 期中期目標期間中に寄贈された全ての資料（1,043 点）について、寄贈の都度現状把握を行い、5 段階（A：非常に良好な状態～E：崩れかかっている状態）のランク付け作業を行った（平成 20 年度）。</p> <p>その後、寄贈された全ての資料について、資料状態の再点検を行い、必要に応じてランク付けを見直した（平成 20 年度）。</p> <p>また、資料の適切な保管のための環境の整備については、これまで基金に寄贈された 1 万 3 千点に及ぶ実物資料は、平和祈念展示資料館（以下「資料館」という。）等で展示しているものを除き、美術品保管専用倉庫内の約 98 m²で保管し、1 万 2 千冊に及ぶ図書は、資料館資料室及び貸倉庫で保管した。</p> <p>保管スペースの充実については、美術品保管専用倉庫の借用坪数を変更し、保管スペースを 10.5 坪増やし 37.5 坪としたうえで、収納方法の工夫を行った（平成 20 年度）。</p> <p>関係資料の修理等については、上記ランク付け及び再点検の結果、保存状態が著しく悪い資料について劣化防止処置、修復保存処置を行った。</p> <p>関係資料の適切な環境での保存については、以下のとおり展示品を除く全ての資料について、適切な場所において良好に保管しつつ、劣化防止のための必要な措置や害虫駆除のための燻蒸処理を講じた。</p> <p>① 保管場所及び保存方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美術品保管用の定温定湿倉庫（室温 20 度、湿度 60%）に保管。 ・紙類は、タトウ紙に包み中性紙製の資料袋に入れ、静電気防止素材のコンテナへ収納。

中期計画の事項	実施結果
<p>③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する。</p> <p>(3) 資料の展示</p> <p>① 平和祈念展示資料館</p> <p>平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じグラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。</p>	<p>・木類、金属類、皮革類等の立体物はタトウ紙やビニール袋（空気穴あり）に入れ、静電気防止素材のコンテナへ収納。</p> <p>・軍服等の布類は桐箱へ収納など、いずれも資料に負荷がかからないよう配慮。</p> <p>② 劣化防止</p> <p>第2期中期目標期間中に寄贈された紙資料のうち、ランク付け及び保管資料の再点検結果を踏まえ、保存状態が著しく悪い資料を選定し、劣化防止処置のための脱酸処理、エンキャプレーション、防錆処理等を実施した（平成20年度89点実施。平成21年度は紙資料9点のランク付け及び再点検の結果、保存状態が良好であったため措置せず。平成22年度は12点実施。そのほか14点の燻蒸処理を実施）。</p> <p>関係資料の電子データの推進については、以下のとおり実施した。</p> <p>・第2期中期目標期間中に、寄贈を受けた関係資料1,043件について、資料管理システムに追加登録入力した。また、同様に寄贈図書196点についても図書管理システムに追加登録入力した。</p> <p>・関係資料等の棚卸しの結果、関係資料55点、図書25点の、入力漏れが判明したので、資料管理システム、図書管理システムにそれぞれ追加入力を行った（平成21年3月）。</p> <p>以上の結果、平成22年9月末に総務省へ下記関係資料のデータを移管した。</p> <p>※ 実物資料データ 12,839 データ 図書資料データ 12,006 データ</p> <p>・なお、実物資料の画像化の推進については、12,839件のうち、9,253件（約72%）について画像化を図った。</p> <p>資料館の展示等については、以下のとおり実施した。目標達成に向け様々な対策を講じたが、事業最終年度である平成22年度9月末までにおける2年6ヵ月での入館者数は、126,928人（達成率97.6%）にとどまった。</p>

中期計画の事項	実施結果					
<p>また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。</p> <p>その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、平成 22 年 9 月までの 2 年 6 月間における入館者数を 13 万人以上とする。</p>	(単位：人)					
	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
年度計画 入館者数	52,000 人以上	48,272	52,000 人以上	49,268	33,000 人以上	29,388
累計入館 者数	48,272		97,540		126,928	
<p>注 1) 平成 22 年度計画数値目標は中期目標を達成するため 7 千人多く設定</p> <p>注 2) 平成 22 年度は 9 月末までの実績</p>						
ア 展示内容の充実等						
【平成 20 年度】						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特設展示コーナーのテーマを決め、内容に応じて展示資料の入れ替えを行った。 ・ 8 月 31 日に NHK 教育テレビで従軍写真家小柳次一氏の特集番組があり、資料館及び平和祈念展（銀座展）の様子が放映されることに併せて、9 月から「切り撮られた戦場―陸軍従軍カメラマン小柳次一の足跡をたどって―」を開設した。 ・ 5 月から毎月テーマを設定し、ミニ展示会を以下のとおり開催した。 						
年 月		テーマ				
平成 20 年 5 月	娘は生きていた！―40 年後の再会―					
平成 20 年 6 月	黄海に死す ―引揚船中で亡くなった兄を偲んで―					
平成 20 年 7 月	祖国上陸第一歩 ―引揚証明書が物語る悲喜もろもろ―					
平成 20 年 8 月	ある兵士の足跡 ―機関銃射手が見た戦場―					
平成 20 年 9 月	シベリア抑留 ―老兵の身でシベリアへ―					
平成 20 年 10 月	満州で別れた家族の軌跡 ―夫はシベリアへ、妻子 2 人の引揚げ―					
平成 20 年 11 月	樺太引揚げ ―生まれ故郷の樺太を追われて―					
平成 20 年 12 月	軍隊手牒 ―記録された兵士の足跡―					
平成 21 年 1 月	ある少年兵の戦争 ―国のため、故郷のため―					

中期計画の事項	実施結果												
	<p>【平成 21 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特設展示コーナーのテーマを決め、内容に応じて展示資料の入れ替えを行った。 ・ 4 月～7 月の間「戦場で見せた兵士の素顔」及び「大連からの引揚げ」をテーマに元従軍カメラマン小柳次一氏の写真、松岡康人氏のスケッチを中心に展示した。 ・ 8 月～10 月の間「水木しげるさんの戦争」、「西村晃氏の戦争」及び「満州・終戦時の混乱」をテーマに写真パネル、絵画、実物資料を展示した。 ・ 11 月～1 月の間「描かれた戦時下の風潮」、「描かれた収容所の生活」及び「漫画家たちの記憶」をテーマに抑留絵画、引揚漫画及び関係資料を中心に展示した。 ・ 前年度に引き続き7 月から毎月テーマを設定し、ミニ展示会を開催した。 ・ 12 月～2 月の間、寄贈を受けた自費出版等で一般的には入手困難な図書を公開した。 <p>(ミニ展示会の開催)</p> <table border="1" data-bbox="954 679 2145 911"> <thead> <tr> <th data-bbox="954 679 1346 719">年 月</th> <th data-bbox="1350 679 2145 719">テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="954 722 1346 754">平成 21 年 7 月</td> <td data-bbox="1350 722 2145 754">収蔵資料紹介一語り継ごう戦争体験の記憶一</td> </tr> <tr> <td data-bbox="954 758 1346 790">平成 21 年 8 月～9 月</td> <td data-bbox="1350 758 2145 790">終戦記念特別企画展</td> </tr> <tr> <td data-bbox="954 793 1346 825">平成 21 年 10 月～11 月</td> <td data-bbox="1350 793 2145 825">収蔵資料紹介 一当時の生活が分かる品々一 (パート 1)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="954 828 1346 860">平成 21 年 12 月～22 年 1 月</td> <td data-bbox="1350 828 2145 860">収蔵資料紹介 一当時の生活が分かる品々一 (パート 2)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="954 863 1346 895">平成 22 年 2 月～3 月</td> <td data-bbox="1350 863 2145 895">収蔵資料展 一資料が語る体験者の想い一</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成 22 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9 月末の閉館（基金による運営の終了）に向け、連続して 3 回の特別企画展を開催。テーマを持った展示資料の入替えのほか、語り部の配置、展示資料の解説講座開催を実施した。 ・ 「関係者の労苦について、理解を深め、関係者に対して慰藉の念を示すこと等」を目的として、インターネット資料館を 22 年 4 月に開設した。アクセス件数は 9 月末までの半年間で 193,131 件にも上り、極めて効果的に情報を発信できた。 ・ 映像展示の充実のため、館内のビデオ・シアターで戦争体験の労苦を描いたビデオを上映（5 月 25 日～7 月 13 日：15 回）。 ・ 「平和の尊さを語り継ぐ集い」（7 月 27 日）における樹木希林氏の戦争体験手記の朗読会の模様をビデオ上映（9 月 6 日～12 日毎日 4 回）。 	年 月	テーマ	平成 21 年 7 月	収蔵資料紹介一語り継ごう戦争体験の記憶一	平成 21 年 8 月～9 月	終戦記念特別企画展	平成 21 年 10 月～11 月	収蔵資料紹介 一当時の生活が分かる品々一 (パート 1)	平成 21 年 12 月～22 年 1 月	収蔵資料紹介 一当時の生活が分かる品々一 (パート 2)	平成 22 年 2 月～3 月	収蔵資料展 一資料が語る体験者の想い一
年 月	テーマ												
平成 21 年 7 月	収蔵資料紹介一語り継ごう戦争体験の記憶一												
平成 21 年 8 月～9 月	終戦記念特別企画展												
平成 21 年 10 月～11 月	収蔵資料紹介 一当時の生活が分かる品々一 (パート 1)												
平成 21 年 12 月～22 年 1 月	収蔵資料紹介 一当時の生活が分かる品々一 (パート 2)												
平成 22 年 2 月～3 月	収蔵資料展 一資料が語る体験者の想い一												

中期計画の事項	実施結果															
	<p>イ 説明員等の配置、開館日・開館時間の弾力化 説明員及び総合説明員を館内に配置し、説明を希望する来館者に対応した。また、常駐させた説明員は、積極的に声掛けを行い、希望した者に対し説明を行うとともに、予約無しで訪れた総合学習の中学生グループなどに適切に対応した。</p> <p>年度ごとの実績は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="952 437 2013 632"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>説明員等による説明回数</td> <td>114 回</td> <td>148 回</td> <td>79 回</td> <td>341 回</td> </tr> <tr> <td>説明を受けた入館者数</td> <td>1,499 人</td> <td>1,460 人</td> <td>916 人</td> <td>3,875 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平成 22 年度は 9 月末までの実績</p> <p>平成 20 年 7 月以降、休館日だった月曜日を開館し、平成 21 年度及び平成 22 年度において実施した平和祈念展（新宿区）開催中（9 時～20 時）は、閉館時間を 2 時間 30 分延長して 20 時までとするなど、弾力的な措置を講じた。</p> <p>ウ 積極的な広報活動等 【平成 20 年度】 ・平成 20 年度の資料館の広報については、これまでの交通広告のほか、以下のような広報媒体等を活用し実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 資料館のある新宿住友ビルの商店会主催のサマーフェア新聞折込広告（約 12 万部配布）への記事掲載。 ② 東京周辺のコミュニティ新聞（約 40 万世帯配布）への記事掲載（3 回）及び同新聞社による「平和祈念展示資料館見学会」企画の実施及び同社「受験フェア」における生徒・教員・保護者へのパンフレット配布を実施。 さらに、同新聞社の親会社であるガス会社の料金センター等へのリーフレットを配布。 ③ 資料館の団体申込みをメールでも予約できるように、ホームページを修正（5 月末）。また、平成 20 年 11 月 12 日、全市区町村に対し、「平和祈念展示資料館への入館促進について」を送付し、団体見学の協力要請を行った。 		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計	説明員等による説明回数	114 回	148 回	79 回	341 回	説明を受けた入館者数	1,499 人	1,460 人	916 人	3,875 人
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計												
説明員等による説明回数	114 回	148 回	79 回	341 回												
説明を受けた入館者数	1,499 人	1,460 人	916 人	3,875 人												

中期計画の事項	実施結果
	<p>④ 校内放送番組制作コンクールの参加校募集の際に全国の高等学校 5,481 校にパンフレット配布を実施。</p> <p>⑤ 教育関連誌・雑誌等への広報（平成 21 年 1 月～3 月）7 誌への広告掲載。</p> <p>⑥ ポケット型時刻表（JR 新宿駅）への広告掲載（平成 21 年 3 月ダイヤ改正用）。</p> <p>⑦ 資料館パンフレットの全国国公立小中高等学校への送付（平成 21 年 3 月）。</p> <p>⑧ タウンガイド等情報誌（「東京ベストガイド」、「東京 修学旅行とっておきガイド」など）への無料広告掲載。</p> <p>⑨ ミニ展示会、特別企画展等のポスターを、資料館が入居している新宿住友ビル 1 階エレベータホールに掲示するとともに、ビル受付にチラシを配置。</p> <p>⑩ 住友ビル 1 F の看板、交通広告、各種広告掲載等広報全般に渡って、資料館が「年中無休」であることを強調する等により、月曜も開館している旨周知。</p> <p>【平成 21 年度】</p> <p>・平成 21 年度の資料館の広報については、以下のとおり若年層への訴求や小学生の夏休みの自由研究への対応に併せた内容とした。</p> <p>① 交通広告のデザインの変更 4 月から、水木しげる氏のイラストを従来のものからアニメ調の柔らかい画風のものに入れ替え、より親近感をもたれるようにした。 7 月掲出については、「新宿西口展」の情報を入れ、また、冬期（1 月末～3 月末）掲出については、「特別企画展」及び「フォーラム」の情報を入れるなどして、デザインを工夫した。</p> <p>② 若年層への広報 「新宿ウォーカー」への純広告及び記事広告掲載。特に、若い男女のモデルを起用し館内見学体験記風の記事広告により 20～30 代への訴求を図った。</p> <p>③ 教員等教育関係者への対応（小中高校） 「教育新聞」（12 月 7 日号）に特別企画展を中心とした記事の無料広告掲載（発行部数 23 万部）。</p> <p>④ 小学校高学年への対応 「自由研究テキスト（改定版）」を平和祈念展（新宿区）会場で配布し、夏休みの小学生の来館者増を図った。</p>

中期計画の事項	実施結果								
<p>② 特別企画展 関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を3,000人以上とする。 (※各年度計画数値目標は3,300人以上と高めに設定)</p>	<p>⑤ 外国語対応 外国人来客者用の「英文パンフレット」を改訂(女優小林千登勢氏のピョンヤンからの引揚体験に係る「証言パネル」写真を新たに英訳して追加など)し、資料館に常置した。</p> <p>【平成22年度】 ・交通広告は、館内に併設される特別企画展の開催時期に合わせて、ゴールデンウィーク及び夏休み期間の2回に分けて、それぞれ約1か月程度実施した。 ・リピーター対策として、特別企画展の入館者等に計5,864通のダイレクトメールを送付。 ・住友ビルの入居企業を直接訪問し、基金のチラシを配布。資料館の概要説明を行い、特別企画展等の案内や、来館の要請を行った。</p> <p>特別企画展の開催については、以下のとおり実施し、目標(各回の入場者数を3,000人以上とする)を大幅に上回る入場者数(平均7,927人)を達成した。</p> <p>【平成20年度】 ・特別企画展は「収蔵資料展」として、これまでの常設展示等で未使用の資料の中から陸海軍関係のほか、国民生活に関わるものまで幅広いものとした。開催に当たり、特別企画展の展示品の寄贈者やこれまでの来館者等に案内状を送付したほか、JR・私鉄等の交通機関の車額ポスターでの広報及び「ニューファミリー新聞社」(京葉・常磐地区コミュニティ新聞)に広告を掲載した(平成21年2月～3月)。</p> <table border="1" data-bbox="954 1038 1727 1254"> <tr> <td>行事名</td> <td>特別企画展「収蔵資料展」</td> </tr> <tr> <td>会場</td> <td>平和祈念展示資料館</td> </tr> <tr> <td>会期</td> <td>平成21年2月17日～3月15日 26日間 (2月22日はビル全館休館日)</td> </tr> <tr> <td>入場者数</td> <td>3,359人(年度目標3,300人)</td> </tr> </table> <p>【平成21年度】 ・シベリア抑留と中国引揚げをテーマにした絵画と漫画の特別企画展を沖縄県平和祈念資</p>	行事名	特別企画展「収蔵資料展」	会場	平和祈念展示資料館	会期	平成21年2月17日～3月15日 26日間 (2月22日はビル全館休館日)	入場者数	3,359人(年度目標3,300人)
行事名	特別企画展「収蔵資料展」								
会場	平和祈念展示資料館								
会期	平成21年2月17日～3月15日 26日間 (2月22日はビル全館休館日)								
入場者数	3,359人(年度目標3,300人)								

中期計画の事項	実施結果																																						
	<p>料館の協力を得て、初めて沖縄県で開催した。開催期間中、中高生の修学旅行生を含めた旅行者及び地元住民等の入場者数は、11,144人となり、目標を大幅に上回る成果を収めた。</p> <p>また、同会場で平和祈念展示資料館紹介パンフレット、引揚げ漫画「遙かなる紅い夕陽」、平和の礎選集3「戦争体験の労苦を語り継ぐために」を1,720部頒布し、三問題に関する啓発に努めた。</p> <table border="1" data-bbox="954 427 1733 587"> <tr> <td>行事名</td> <td>特別企画展「沖縄展」</td> </tr> <tr> <td>会場</td> <td>沖縄県平和祈念資料館</td> </tr> <tr> <td>会期</td> <td>平成21年5月14日～5月24日 11日間</td> </tr> <tr> <td>入場者数</td> <td>11,144人（年度目標3,300人）</td> </tr> </table> <p>【平成22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係資料の効果的な活用を図るため、以下のとおり、テーマに沿った収蔵資料を展示する特別企画展を3回開催した。 <table border="1" data-bbox="954 785 2141 1129"> <thead> <tr> <th></th> <th>期間</th> <th>テーマ</th> <th>今回の資料館入館者数</th> <th>対前年同期間増減人数</th> <th>同左増減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4/14～5/30</td> <td>「祖国日本までの長い道のり—兵士が、抑留者が、引揚者が—」</td> <td>7,312人</td> <td>848人</td> <td>13.1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>6/4～7/25</td> <td>「家族の肖像—生と死の記憶—」</td> <td>5,515人</td> <td>△1,672人</td> <td>△23.3</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>7/30～9/12</td> <td>「終戦記念特別展—65年目の夏、あの日あのとき—」</td> <td>12,305人</td> <td>1,392人</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>25,132人</td> <td>568人</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 講演会等による資料館入館者の底上げについては、戦後生まれの世代が関係者の労苦を語り継ぐことや平和の重要性について広く理解を得ることを目的として、参加者を交えたフリーディスカッションやトークショー等を取り入れたシンポジウム、フォーラム、朗読会を開催した。なお、3回の講演会等の参加者数は、655名であった。 	行事名	特別企画展「沖縄展」	会場	沖縄県平和祈念資料館	会期	平成21年5月14日～5月24日 11日間	入場者数	11,144人（年度目標3,300人）		期間	テーマ	今回の資料館入館者数	対前年同期間増減人数	同左増減率(%)	1	4/14～5/30	「祖国日本までの長い道のり—兵士が、抑留者が、引揚者が—」	7,312人	848人	13.1	2	6/4～7/25	「家族の肖像—生と死の記憶—」	5,515人	△1,672人	△23.3	3	7/30～9/12	「終戦記念特別展—65年目の夏、あの日あのとき—」	12,305人	1,392人	12.8	計			25,132人	568人	2.3
行事名	特別企画展「沖縄展」																																						
会場	沖縄県平和祈念資料館																																						
会期	平成21年5月14日～5月24日 11日間																																						
入場者数	11,144人（年度目標3,300人）																																						
	期間	テーマ	今回の資料館入館者数	対前年同期間増減人数	同左増減率(%)																																		
1	4/14～5/30	「祖国日本までの長い道のり—兵士が、抑留者が、引揚者が—」	7,312人	848人	13.1																																		
2	6/4～7/25	「家族の肖像—生と死の記憶—」	5,515人	△1,672人	△23.3																																		
3	7/30～9/12	「終戦記念特別展—65年目の夏、あの日あのとき—」	12,305人	1,392人	12.8																																		
計			25,132人	568人	2.3																																		

中期計画の事項	実施結果				
<p>③ 平和祈念展 関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を1万人以上とする。 (※各年度計画数値目標は11,000人以上と高めに設定、年度目標入場者数は、20年度まで行っていた銀座のデパート催事場における平和祈念展開催を想定して設定。)</p>	<p>・講演会等において資料館への誘導のご案内を行ったことにより、講演会等が開催された当日の資料館の入館者数は、3回合計で前年同時期の平均入館者数を562人上回り、約2倍となった。</p>				
		参加者数	今回の資料館 入館者数	対前年同月平均 入館者増減数	同 左 増減率(%)
	㊦ 6/6 シンポジウム	62人	169人	32人	123.4
	㊧ 8/8 フォーラム	306人	597人	300人	201.0
	㊨ 7/27 朗読会	287人	378人	230人	255.4
	計	655人	1,144人	562人	196.6
	<p>平和祈念展については、平成20年度までは松坂屋銀座店で開催していたが、平成21年度に契約方式の見直しを行い、新宿へと場所を移し、来客対象年齢層の範囲拡大及び資料館への誘導の働きかけ等を行った結果、目標に対し、中期目標の1万人を大幅に上回る入場者数(平均37,211人)を達成した。 各年度の主な開催状況は次のとおりである。</p> <p>【平成20年度】 ・平和祈念展(銀座展)「平和の礎—昭和の戦争からの伝言—」は、8月14日から19日の6日間、松坂屋銀座店7階催事場で開催し、開催期間中の入場者は10,282人であった。</p> <p>【平成21年度】 ・平和祈念展(新宿西口展)「戦争の悲惨さ、平和の大切さを知る場として」は、8月8日から11日の4日間開催し、「恩給欠格者」、「戦後強制抑留者」及び「海外からの引揚者」の労苦を物語る絵画・スケッチ類、写真等を展示するとともに、その労苦の実態を訴えるビデオの上映並びに出版物及び記念品の配布等により、同期間の入場者数は44,520人であった。 なお、8月8日～10日の3日間は、新宿西口広場イベントコーナーの平和祈念展から資料館への誘導や資料館の閉館時間を17時30分から20時に延長するなどし、8月8日～11日の4日間で2,429人を集客、前年の同期間と比較すると1,448人の集客増加であった。</p>				

中期計画の事項	実施結果																																				
<p>④ 地方展示会</p> <p>関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者数の目標を設定し、平成 22 年 9 月までの 2 年 6 月間における入場者数を 4 万人以上とする。</p> <p>(※ H20・H21 年度計画数値目標は、直轄 5,000 人以上、委託 17,500 人以上、H22 (事業終了を踏まえ直轄事業は実施せず、数値目標も設定しなかった。) は委託により計画的に開催する。)</p>	<p>【平成 22 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平和祈念展 (新宿西口展) を終戦記念日の 8 月 15 日を含めた 8 月 10 日～15 日までの 6 日間、新宿西口広場イベントコーナーにて開催し、56,832 人の入場があった (9,472 人/日)。 ・ 資料館との連携企画として、展示内容に関連性を持たせた特別企画展「終戦記念特別展—65 年目の夏、あの日あのとき—」の開催や、開館時間の延長 (2 時間 30 分延長 20 時まで)、記念品 (鬼太郎の携帯クリーナー) の配布、立て看板 (鬼太郎と目玉おやじ) による展示会場から資料館までの誘導等を実施した。6 日間における資料館への入館者数は 3,628 人 (605 人/日、8 月の 1 日当たりの平均入館者数の 2.3 倍)。同開催期間中、資料館の 1 日最多入館者数 (8 月 15 日 : 872 人) を記録した。 <p>地方展示会については、シベリア抑留等の関係者の労苦について、全国の方々にも理解を深めていただくため、基金直轄で開催したほか、全国組織を持った (財) 全国強制抑留者協会など関係団体に事業を委託し、計画的に地方展示会を開催した結果、事業最終年度である平成 22 年度 9 月末までにおける入場者数は、目標 (4 万人以上とする) を大幅に上回る入場者数 (51,176 人) を達成した。</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 人)</p> <table border="1" data-bbox="952 847 2114 1007"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">平成 20 年度</th> <th colspan="2">平成 21 年度</th> <th colspan="2">平成 22 年度</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄</td> <td>1 か所</td> <td>3,528</td> <td>1 か所</td> <td>13,464</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2 か所</td> <td>16,992</td> </tr> <tr> <td>委託</td> <td>15 か所</td> <td>13,823</td> <td>10 か所</td> <td>14,386</td> <td>6 か所</td> <td>5,975</td> <td>31 か所</td> <td>34,184</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16 か所</td> <td>17,351</td> <td>11 か所</td> <td>27,850</td> <td>6 か所</td> <td>5,975</td> <td>33 か所</td> <td>51,176</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平成 22 年度は 9 月末までの実績で、直轄開催は無し</p> <p>各年度の開催状況は次のとおりである。</p> <p>【平成 20 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金直轄の平和祈念展 (愛知展) 「語り継ごう！戦争体験の記憶」は、6 月 13 日から 22 日の 9 日間、名古屋市の愛知県図書館 5 階大会議室で開催。多角的に広報を実施したものの入場者は 3,528 人で、年度目標の 70.6% であった。 ・ 委託事業の地方展示会 (15 回) の入場者数は延べ 13,823 人で年度目標の 79.0% であった。 		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		合計		直轄	1 か所	3,528	1 か所	13,464	—	—	2 か所	16,992	委託	15 か所	13,823	10 か所	14,386	6 か所	5,975	31 か所	34,184	計	16 か所	17,351	11 か所	27,850	6 か所	5,975	33 か所	51,176
	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		合計																														
直轄	1 か所	3,528	1 か所	13,464	—	—	2 か所	16,992																													
委託	15 か所	13,823	10 か所	14,386	6 か所	5,975	31 か所	34,184																													
計	16 か所	17,351	11 か所	27,850	6 か所	5,975	33 か所	51,176																													

中期計画の事項	実施結果																				
<p>⑤ アンケートの実施</p> <p>平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。</p>	<p>【平成 21 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金直轄の平和祈念展（神戸展）（6月4日～9日予定）は、新型インフルエンザ蔓延により中止した。神戸展の代わりに、11月18日（水）から23日（月）までの6日間、広島県「呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）」の協力を得て、1階大和ホールで「平和祈念展（語り継ごう！戦争体験の記憶）」を開催した。入場者は13,464人で、年度目標の269.3%であった。 ・委託事業の地方展示会（10回）の入場者数は延べ14,386人で年度目標の82.2%であった。 <p>【平成 22 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金直轄事業は、資料館への来館者増加対策及び新規事業の準備のため実施無し。 ・委託事業の地方展示会（6回）の入場者数は延べ5,975人で年度目標の34.1%であった。 <p>アンケートの実施については、アンケートを答えた者の8割以上の方々から「満足した」旨の回答を得た。また、「その結果を以後の展示内容に反映させる」という目標に対しては、アンケートに寄せられた要望のうち「学校の長期休暇に併せて戦争体験を語って欲しい」「展示を各地で行って欲しい」などを実現した。</p> <p>アンケートの実施状況については次のとおりである。</p> <p>ア 平和祈念展示資料館</p> <table border="1" data-bbox="952 1002 2056 1198"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入館者数（人）</td> <td>48,272</td> <td>49,268</td> <td>29,388</td> <td>126,928</td> </tr> <tr> <td>回答者数（人） （回答率）</td> <td>2,690 (5.6%)</td> <td>2,915 (5.9%)</td> <td>1,115 (3.8%)</td> <td>6,720 (5.3%)</td> </tr> <tr> <td>満足した旨の回答割合</td> <td>84.4%</td> <td>80%以上</td> <td>80%</td> <td>80%以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・主な感想、要望等のうち、「着てみようコーナーのスペースを広くしてほしい」については、外套や軍服を着用できるスペースを広げ、「展示を各地で行って欲しい」については、愛知、広島で地方展示会、沖縄で特別企画展を開催した。 		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計	入館者数（人）	48,272	49,268	29,388	126,928	回答者数（人） （回答率）	2,690 (5.6%)	2,915 (5.9%)	1,115 (3.8%)	6,720 (5.3%)	満足した旨の回答割合	84.4%	80%以上	80%	80%以上
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計																	
入館者数（人）	48,272	49,268	29,388	126,928																	
回答者数（人） （回答率）	2,690 (5.6%)	2,915 (5.9%)	1,115 (3.8%)	6,720 (5.3%)																	
満足した旨の回答割合	84.4%	80%以上	80%	80%以上																	

中期計画の事項

実施結果

イ 特別企画展

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度			計
開催場所	資料館内	沖縄展	1 回目	2 回目	3 回目	
入館者数 (人)	3,359	11,144	7,312	5,515	12,305	39,635
回答者数 (人) (回答率)	194 (5.8%)	209 (1.9%)	289 (4.0%)	196 (3.6%)	452 (3.7%)	1,340 (3.4%)
満足した旨の回答割合	91.8%	90%	88%	82%	85%	82%以上

・主な感想、要望等のうち、「学校の長期休暇に併せて戦争体験を語って欲しい」については、夏季休暇期間中の語り部を増員設置、「キャプションを見やすくしてほしい」については、キャプションの規格・印字サイズを大きくして見易く工夫した。

ウ 平和祈念展

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計
開催場所	銀座展	新宿西口展	新宿西口展	
入場者数 (人)	10,282	44,520	56,832	111,634
回答者数 (人) (回答率)	389 (3.8%)	556 (1.2%)	233 (0.4%)	1,178 (1.1%)
満足した旨の回答割合	80%以上	86.2%	90%	80%以上

エ 地方展示会 (直轄)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計
開催場所	愛知展	広島展	-	
入場者数 (人)	3,528	13,464		16,992
回答者数 (人) (回答率)	879 (25%)	101 (0.8%)	-	980 (5.8%)
満足した旨の回答割合	87%	94.8%	-	87%以上

中期計画の事項	実施結果															
<p>⑥ 関係資料の貸出し 基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。</p> <p>(4) 基金解散後の資料等の在り方 在り方の検討結果を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつ</p>	<p>関係資料の貸出しについては、「関係資料の貸出しを積極的に行う」という目標に対し、地方公共団体や基金関係団体等における平和祈念展への展示や小学校の教科書への写真掲載などへの利用のため積極的に貸出しを実施した。</p> <p style="text-align: right;">(資料数単位：点)</p> <table border="1" data-bbox="981 424 2056 544"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治体等数</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>貸出資料数</td> <td>607</td> <td>727</td> <td>193</td> <td>1,527</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平成 22 年度は 9 月末までの実績</p> <p>各年度の主な貸出し状況は次のとおりである。</p> <p>【平成 20 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社) 元軍人軍属短期在職者協力協会が実施する地方展示会において展示する資料の貸出しや宮崎県平和祈念資料展示室及び東京都新宿区が実施する展示会で展示する資料の貸出し、小学校の教科書への写真掲載等のための臨時召集令状の貸出し等であり、貸出し先は 9 自治体等、資料件数は 607 点であった。 <p>【平成 21 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(財) 全国強制抑留者協会及び(社) 元軍人軍属短期在職者協力協会が実施する地方展示会において展示する資料の貸出しや東京都町田市、埼玉県草加市、東京都中野区等が実施する「シベリア抑留展」等の資料の貸出し等であり、貸出し先は 12 自治体等、資料件数は 727 点であった。 <p>【平成 22 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度は資料を国へ移管するため、貸出しを 9 月末までに返還できるものに限定し東京都多摩市及び山口県長門市が実施する「平和展」等において展示する資料の貸出し等であり、貸出し先は 2 自治体、資料件数は 193 点であった。 <p>基金解散後の資料の在り方については、概ね準備スケジュールのとおり作業を進めたが、</p>		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	合 計	自治体等数	9	12	2	23	貸出資料数	607	727	193	1,527
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	合 計												
自治体等数	9	12	2	23												
貸出資料数	607	727	193	1,527												

中期計画の事項	実施結果
<p>つ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。</p>	<p>移管時に、実物資料の一部について使用関係が未整理、指定収納場所への未収納、寄託資料の寄贈切り替えの遅れがあり、一部の資料について、平成 22 年 9 月 30 日までの国へ移管が円滑にできなかった。</p> <p>各年度の実施状況は次のとおりである。</p> <p>【平成 20 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金内部に学識経験者を加えた「資料整備等検討委員会（平成 20 年 3 月 31 日理事長決定）」を立ち上げ、寄贈等を受けた実物資料等の整理、記録保存等の方法について検討し、総務省への移管のための目録データ整備、現物資料と目録データとの突合、移管用基礎データの作成等を行うことを決定した。 ・決定を踏まえ、資料整理等のため、7 月 25 日に外部業者に所蔵資料等の整理業務を委託。 ・平成 21 年 3 月 27 日に、委託業者から収蔵資料について、資料の保存状況、年代情報、材質、複製、画像データ等の最終報告を受けた。 <p>【平成 21 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に寄贈された実物資料 14 点及び図書 61 点について、「資料データ管理システム」及び「図書システム」にデータ入力を実施した。 ・貸倉庫に保管している図書資料 920 点の棚卸しを行い「図書システム」と照合し、登録を確認、整理を実施した。 ・インターネット資料館公開用に、実物資料を撮影し画像化を図った。 ・資料館における貴重な資料を、インターネットを通じて、戦争体験した方々の労苦を知り得る機会の提供、次世代への労苦の継承を図ることを目的として、「インターネット資料館」を構築し、資料の掲載を推進した。 <p>【平成 22 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料館の展示資料及び美術品専用倉庫に別途保管している実物資料については、総合情報データベース（以下「総合情報 DB」という。）の資料データ管理システム及び図書システムへデータ入力を行うとともに、実物資料とデータを照合の上、9 月末に国に移管した。 <p>なお、実物資料の一部について、権利関係（使用貸借）が整理されていないものがあるなど、円滑な移管ができなかった。</p>

中期計画の事項	実施結果
<p>2 調査研究</p> <p>(1) 労苦の実態把握</p> <p>基金の解散を見据え、関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握するとともに、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。</p> <p>(2) 外国調査の実施</p> <p>これまで実施した旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集した資料の調査・研究成果の取りまとめを行う。</p>	<p>【総務省へ移管した資料館関係資料】</p> <p>① 紙資料等 11,705 件 (31,266 点)</p> <p>② 複製資料等 642 件 (642 点)</p> <p>③ 音声・映像資料 492 件 (713 点)</p> <p>④ 図書 12,006 冊</p> <p>・総合情報DBについては、サーバのハードウェア及びソフトウェアが陳腐化したことから最新のものに更新。平成 22 年 9 月末に総務省へ移管した。</p> <p>・4 月から本格稼働したインターネット資料館の 6 か月間のアクセス件数は 193,131 件、9 月末に総務省へ移管した。</p> <p>・平成 22 年 9 月末寄贈への切換えが間に合わず、移管できなかった寄託資料のうち、寄託者から寄贈承諾書の提出のあった紙資等料 74 件 (76 点) は平成 24 年 6 月に総務省へ移管した。</p> <p>労苦の実態把握に関しては、労苦の実態把握について、海外引揚者については追加的に手記を採録し、「平和の礎」追補版として刊行した。また、軍人軍属短期在職者については(社)元軍人軍属短期在職者協力協会に委託し、戦域別の労苦の実態を取りまとめ、シベリア強制抑留者については(財)全国強制抑留者協会に委託し、従事した作業別(伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等)の労苦の実態等を取りまとめるなど、研究成果の取りまとめを完了した(平成 20 年度)。</p> <p>外国調査の実施については、平成 14 年度から 19 年度までに収集した資料(行政文書(露文) 2,398 件及びその和訳文書 177 件、書籍のコピー(露文) 1,451 点及びその和訳 112 点、記録映像 2 本、写真 47 点、その他の資料 10 点)について、所蔵館別、地域別、年代別に整理を行い、目次を作成し、資料館において閲覧に供した。</p> <p>このほか、平成 20 年度において、ロシア国立映画・写真資料公文書館、ロシア国立軍事公文書館及びドイツ反ファシスト記念館が保有する資料について、資料入手に係る交渉調整を外部に委託し、①1945 年制作の「日本壊滅」の映画フィルムからソ連軍と日本軍使との降伏条件についての話合いの様子、抑留者の武装解除、隊列の進行、収容所内風景等抑留者</p>

中期計画の事項	実施結果
<p>3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等</p> <p>(1) 記録の作成・頒布</p> <p>① 総合データベースの構築 調査研究の成果等について、後世に継承できるよう、電子データ化を推進する。</p> <p>② 調査研究の成果の出版等 調査研究の成果を「平和の礎」等として出版する。 また、これまでの調査研究の成果を基金解散後においても活用できるよう、取りまとめを行う。</p>	<p>に関する部分の映像（1本）、②収容所内の抑留者の様子、抑留者の労働作業の状況等を撮影した写真資料（42枚）、③サハリンにある収容所の地図（3枚）、スケッチ（1枚）を入手した。これらの資料については、当基金の資料館で使用できるよう上記の3公文書館等と使用契約を結んだ。</p> <p>旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等において収集した「強制抑留者が収容された収容所の状況」等の全ての資料（7,918点）について、目次を作成し電子データ化（PDF形式）を図り、資料とともに国へ移管する準備を終了した。</p> <p>また、目次は、収集先、表題、著作名、文書の要旨、取得日と原文（露文）が判明できるように整理を行った。</p> <p>なお、翻訳されている資料（「ドイツ人及び日本人捕虜の食糧供給基準量を公示するためのソ連邦内務人民委員部令第450号」など335点）については、当基金の資料館において閲覧に供した。</p> <p>総合情報DBの構築については、「平和の礎18」及び「平和の礎19」の総合情報DBへの取り込みを完了するとともに、「資料データ管理」システムについても、寄贈された資料の移管用データとしての情報の整理を行った。</p> <p>電子データ化の推進状況等については、「平和の礎18」（130件）（平成20年度）及び「平和の礎19」（134件）（平成21年度）について、総合情報DBへの取り込みを完了した。</p> <p>関係者の労苦調査結果を「平和の礎」と題し編纂し出版。「平和の礎」については、総集編、第1巻～第19巻、追補版（海外引揚者）を全て電子データ化し、基金ホームページ及びネット資料館にて公開し、国民がいつでも検索・閲覧出来るようにした。外国の公文書館等から入手した戦後強制抑留関係資料については、基金解散後においても活用できるように電子データ化を図った。</p> <p>「平和の礎」に係る主な実施状況等は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に実施した恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦調査結果を「平和の礎」と題し、「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦19」、「シベリア強制抑留者が語り継ぐ

中期計画の事項	実施結果
<p>③ 出版物等の活用 出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用する。 また、全国の公立図書館、小中学校等に配布することにより、関係者の労苦について国民の理解の促進と関心の高揚を図る。</p>	<p>労苦 19」、「海外引揚者が語り継ぐ労苦 19」として、下記のとおり編纂し出版した（平成 20 年度）。</p> <p>① 軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦 19」 手記（労苦体験記）17 点、聞き取り調査記録 54 点</p> <p>② 「シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦 19」 手記（労苦体験記）19 点、聞き取り調査記録 17 点</p> <p>③ 「海外引揚者が語り継ぐ労苦 19」 手記（労苦体験記）25 点</p> <p>・「平和の礎」については、引揚関係分は第 19 巻の追補分を、抑留関係分は第 1 巻から第 19 巻まで及び総集編を電子データ化し、基金ホームページ及びインターネット資料館においても検索・閲覧できるようにした。</p> <p>出版物等の活用については、以下のとおり出版物やビデオなどを積極的に活用するとともに、各方面に配布した。</p> <p>各年度の主な出版物等の活用状況等は次のとおりである。</p> <p>【平成 20 年度】</p> <p>① 資料館の図書コーナーでは、当基金の「平和の礎」等の出版物を含め図書約 2,500 冊を常設している。隣接する証言コーナーでは、3 問題関係者の証言を聴ける機材を 6 台設置しているほか、個人視聴ブースでは、希望するビデオ・DVD で視聴できるようにした。また、啓発用ビデオ映像は、1 日 7 回、ビデオ・シアターにおいて上映した。</p> <p>② 戦争体験者の労苦の記録としての「平和の礎」を、大人から子供まで関心を持てるよう編纂した「平和の礎選集 3」及び満洲からの引揚を漫画にした「遙かなる紅い夕陽」については、入手を要望する来館者等が多いことから、必要部数を増刷し、前年度に引き続き、資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者に頒布した。</p> <p>③ 調査研究の成果として編纂した「平和の礎 18」及び「平和の礎 19」を資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者に頒布するとともに、全国の国公立図書館等（2,320 か所）に頒布した。</p> <p>④ 「戦後強制抑留史」の英訳版をアメリカ、イギリス、韓国、ロシア等の諸外国の図書館・</p>

中期計画の事項	実施結果
	<p>大学等（780 か所）に配布。ホームページにも掲載し、国外からも戦後強制抑留の実態が周知できるようにした。</p> <p>【平成 21 年度】 活用等の状況は平成 20 年度の①、②と同じ。</p> <p>【平成 22 年度】 （1）出版物 ① 出版物の展示 ・展示状況は平成 20 年度①と同じ。 ・入館者アンケートには、展示物に照らし合わせながら関係する図書を読むことができ良かった旨の声も寄せられた。 ② 図書の出版 ・「平和の礎」の出版は、平成 20 年度をもって完了としていたが、引揚の関係者から多数の寄稿と出版についての強い要望が寄せられていたことから、「平和の礎（海外引揚者が語り継ぐ労苦）追補版」を刊行し、図書館、関係資料館、都道府県等に 2,448 部を配布し、ホームページでも公開した。 ・「遥かなる紅い夕陽」は、好評につき資料館等での頒布用として 6,300 部を増刷した。 ③ 図書の頒布 ・平成 22 年度は、基金直轄の地方展示会を開催せず頒布の機会が少なかったが、資料館及び平和祈念展（新宿西口展）で、人気が高い「遥かなる紅い夕陽」等の図書資料 12,022 部を頒布した。</p> <p>（2）資料館ビデオ・シアターでの啓発ビデオの上映 ① 基金制作ビデオについて、平成 22 年 4 月から 9 月まで定期的に 1 日 7 回上映を実施した。 ② 平成 22 年 7 月 27 日に開催した「平和の尊さを語り継ぐ集い」の樹木希林氏の朗読会の模様を 9 月 6 日～12 日の間毎日 4 回上映した。 ③ 3 問題に関連する内容の映画を基金が購入又は借上げ、平成 22 年 5 月 25 日～7 月 13 日までの間に各 3 回、合計 15 回実施した。</p>

中期計画の事項	実施結果																				
<p>(2) 講演会等の実施</p> <p>① 講演会等の開催</p> <p>関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、平成 22 年 9 月までの 2 年 6 月間において 10 回以上開催する。</p>	<p>講演会等の開催については、以下のとおり目標を上回る計 14 回開催した。</p> <p>(単位：回)</p> <table border="1" data-bbox="954 352 1695 550"> <thead> <tr> <th></th> <th>フォーラム</th> <th>講演会等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平成 22 年度は年度計画に無し</p> <p>各年度の主な開催状況等は次のとおりである。</p> <p>【平成 20 年度】</p> <p>① 平和祈念フォーラム 2008「平和への願いを語り継ごう～戦争体験の労苦を通して～」(舞鶴市)を 9 月 6 日舞鶴市総合文化会館大ホールにおいて開催し、入場者は 1,012 人と年度目標(1,000 人)を達成した。</p> <p>② 関係者の労苦を後世に語り継ぐ事業の重要性についての講演会(講師:青木基金理事長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 月 9 日 岩手県盛岡市 高松公園 参加人員 230 人 ・10 月 19 日 三重県四日市市 三重北勢地域地場産業振興センター 参加人員 150 人 ・11 月 11 日 鳥取県琴浦町 まなびタウンとうはく 参加人員 55 人 <p>③ 平和祈念フォーラム 2008「語り継がなくてはならない体験があります」(新宿区)を 2 月 22 日東京都新宿区の明治安田生命ホールにおいて、「番組制作コンクール表彰式」と同時開催した。</p> <p>【平成 21 年度】</p> <p>① 平和祈念フォーラム 2009「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦等」(札幌市) 11 月 22 日札幌市の共済ホールにおいて開催した。</p> <p>② 平和祈念フォーラム 2009「労苦体験者が語る平和の尊さ等」(新宿区)を 3 月 14 日新</p>		フォーラム	講演会等	合計	平成 20 年度	2	3	5	平成 21 年度	2	4	6	平成 22 年度	1	2	3	計	5	9	14
	フォーラム	講演会等	合計																		
平成 20 年度	2	3	5																		
平成 21 年度	2	4	6																		
平成 22 年度	1	2	3																		
計	5	9	14																		

中期計画の事項	実施結果								
<p>② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、平成 22 年 9 月までの 2 年 6 月間において 30 回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。</p>	<p>宿区の明治安田生命ホールにおいて、前年度と同様に「高校生平和祈念ビデオ制作コンクール表彰式」と同時開催した。</p> <p>③ 関係者の労苦を後世に語り継ぐ事業の重要性についての講演会（講師：青木基金理事長） 9 月 6 日 石川県金沢市 ラブロー片町 参加人員 70 人</p> <p>④ 資料館講演会「資料が語る体験者の想い」（講師：古館基金学芸員） 資料館内（収蔵資料展資料展示スペース）</p> <table border="1" data-bbox="981 427 1435 587"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>参加人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 月 20 日(土)</td> <td>65 人</td> </tr> <tr> <td>3 月 14 日(日)</td> <td>72 人</td> </tr> <tr> <td>27 日(土)</td> <td>58 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成 22 年度】</p> <p>① 「平和祈念 2010 シンポジウム」を 6 月 6 日新宿住友ビル 47 階住友スカイルームにおいて開催した。</p> <p>② 「平和 22 年度平和の尊さを語り継ぐ集い」—樹木希林氏による平和祈念朗読会—を、7 月 27 日新宿住友ビル B 1 住友ホールにおいて開催した。</p> <p>③ 「平和祈念フォーラム 2010」を 8 月 8 日新宿住友ビル B 1 住友ホールにおいて開催した。</p> <p>戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催については、地域のネットワークを有する関係団体に委託することにより、全国的に展開して開催し、また、開催地域の関係者の資料を展示する地方展示会と併設して開催する等して、経費の節減や集客の相乗効果を図った。</p>	開催日	参加人員	2 月 20 日(土)	65 人	3 月 14 日(日)	72 人	27 日(土)	58 人
開催日	参加人員								
2 月 20 日(土)	65 人								
3 月 14 日(日)	72 人								
27 日(土)	58 人								

中期計画の事項	実施結果								
<p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施</p> <p>関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代の労苦理解の一層の促進を図るとともに、一般国民の関心の喚起を図る。</p>	委託先	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		合計	
		会場	参加人数	会場	参加人数	会場	参加人数	会場	参加人数
	(社)元軍人軍属短期在職者協力者協会	6	1,457	8	1,276	—	—	14	2,733
	(財)全国強制抑留者協会	18	1,919	18	1,892	7	843	43	4,654
	(社)引揚者団体全国連合会	1	75	—	—	—	—	1	75
	合計	25	3,451	26	3,168	7	843	58	7,462
※うち地方展示会との一体的開催	11		15		6		32		
	<p>校内放送番組制作コンクールの実施については、多角的に参加の呼びかけを行い30校以上かつ50作品以上の提出を得るなど高校生の関係者の労苦への理解を促進。また、国民の関心の喚起を図るため、制作コンクール表彰式の様子についてのCSやBSでの全国放映を承諾した。</p>								
	平成 20 年度	平成 21 年度							
参加高校数	31	33							
前年度比	+7	+2							
提出作品数	51	55							
前年度比	+21	+4							

中期計画の事項	実施結果																																			
<p>(3) 語り部の積極的活用 関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、いわゆる「語り部」を前中期目標期間中に育成して、平和祈念展示資料館に配置しているところであるが、基金の解散を見据え、これまでに育成してきた「語り部」を教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資するなど、積極的に活用する。</p>	<p>語り部の積極的活用については、比較的若年層の入館者が多いゴールデンウィークや夏休み期間中などに集中的に「語り部」を配置。さらに、平成20年度及び平成21年度には、東京近郊の28小学校、72クラス、2,275人の児童に対して「語り部」(延べ34人)から体験談を語りかけるなど、小学生への戦争体験の労苦理解を一層促進した。</p> <p>① 「語り部」の資料館配置 ゴールデンウィークや夏休み期間中は、労苦の実体験などを生の声で次世代に語り継ぐ「語り部」を資料館に配置し、多くの入館者に積極的に語りかけることにより、理解と感銘を与えた。</p> <table border="1" data-bbox="952 580 1973 667"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>語り部(延人数)</td> <td>35人</td> <td>62人</td> <td>66人</td> <td>163人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平成22年度は9月末までの実績</p> <p>② 「語り部」の学校派遣 東京近郊の小学校に基金から「語り部」派遣の案内の結果、28の小学校からの派遣要請あり。これを受けて「語り部」を派遣し、関係者の労苦や平和の尊さについて語り継ぐ事業を行った。</p> <p>小学校への派遣状況</p> <table border="1" data-bbox="952 975 2002 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>語り部派遣数</td> <td>20</td> <td>14</td> <td>—</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>学校数</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>—</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>クラス数</td> <td>35</td> <td>37</td> <td>—</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>生徒数</td> <td>1,127</td> <td>1,148</td> <td>—</td> <td>2,275</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平成22年度は計画無し</p> <p>(4) 催し等への助成 関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業その他の事業の</p> <p>催し等への助成については、以下のとおり、(財)全国強制抑留者協会が実施した慰霊事業(慰霊祭及び慰霊訪問)及び日・ロ交流シベリア抑留関係事業(シンポジウム)に対し、</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	計	語り部(延人数)	35人	62人	66人	163人		平成20年度	平成21年度	平成22年度	計	語り部派遣数	20	14	—	34	学校数	14	14	—	28	クラス数	35	37	—	72	生徒数	1,127	1,148	—	2,275
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計																																
語り部(延人数)	35人	62人	66人	163人																																
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計																																
語り部派遣数	20	14	—	34																																
学校数	14	14	—	28																																
クラス数	35	37	—	72																																
生徒数	1,127	1,148	—	2,275																																

中期計画の事項	実施結果																																								
<p>開催等に対し、助成を行う。</p>	<p>中期目標期間中1億2千4百万円の助成を行った。 また、同協会の戦後強制抑留関係者特別慰藉基金についても、実施要領に基づき各年度の収入・支出計画を適切に承認するとともに、事業終了後に実績報告書の説明を受けるなど適切に指導・監督を行った。</p> <p>催し等への助成額 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="952 427 2096 587"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>慰霊祭・慰霊訪問</td> <td>34,900</td> <td>34,310</td> <td>27,634</td> <td>96,844</td> </tr> <tr> <td>日・露シンポジウム</td> <td>14,876</td> <td>12,638</td> <td>-</td> <td>27,514</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>49,776</td> <td>46,948</td> <td>27,634</td> <td>124,358</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平成22年度は「日・露シンポジウム」事業の計画無し</p> <p>催し等の開催実績等</p> <table border="1" data-bbox="952 703 2134 938"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央慰霊祭の参加人数</td> <td>約800人</td> <td>約800人</td> <td>約650人</td> <td>約2,250人</td> </tr> <tr> <td>地方慰霊祭 (所) (参加人数)</td> <td>18 1,951</td> <td>18 1,750</td> <td>15 1,607</td> <td>51 5,308</td> </tr> <tr> <td>慰霊訪問地域 (地域数) (参加人数)</td> <td>5 51</td> <td>7 57</td> <td>4 34</td> <td>16 142</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計	慰霊祭・慰霊訪問	34,900	34,310	27,634	96,844	日・露シンポジウム	14,876	12,638	-	27,514	計	49,776	46,948	27,634	124,358	事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計	中央慰霊祭の参加人数	約800人	約800人	約650人	約2,250人	地方慰霊祭 (所) (参加人数)	18 1,951	18 1,750	15 1,607	51 5,308	慰霊訪問地域 (地域数) (参加人数)	5 51	7 57	4 34	16 142
事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計																																					
慰霊祭・慰霊訪問	34,900	34,310	27,634	96,844																																					
日・露シンポジウム	14,876	12,638	-	27,514																																					
計	49,776	46,948	27,634	124,358																																					
事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計																																					
中央慰霊祭の参加人数	約800人	約800人	約650人	約2,250人																																					
地方慰霊祭 (所) (参加人数)	18 1,951	18 1,750	15 1,607	51 5,308																																					
慰霊訪問地域 (地域数) (参加人数)	5 51	7 57	4 34	16 142																																					
<p>4 書状等の贈呈事業 関係者に対する書状等の贈呈事業への請求(平成19年3月31日に受付終了)のうち、未処理案件について迅速な処理を行う。</p>	<p>書状等の贈呈事業について、平成20年度においては、戦後60年余りが経過したことや関係者の高齢化が進んだこと等に伴い、軍歴等の事実確認が大変困難であったが、厚生労働省及び都道府県、請求者等に再度照会する等により、恩給欠格者関係3,588件、戦後強制抑留者関係29件、引揚者関係10件、計3,627件の処理を行い、平成20年11月に全ての処理を終了した。</p> <p>※ 書状等の贈呈件数: 恩給欠格者456,342件、戦後強制抑留者324,753件、引揚者73,675件、合計854,770件</p>																																								

中期計画の事項	実施結果																																																																																					
<p>5 特別記念事業等</p> <p>(1) 特別記念事業の実施</p> <p>関係者からの慰労品の請求の受付は平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。</p> <p>※ (2)、(3) については、中期目標に対応する中期計画項目及び年度計画項目は無い。</p> <p>① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈</p> <p>旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準に従い、恩給欠格者本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。</p> <p>ア 5 万円相当の旅行券等又は慰労の品</p> <p>イ 3 万円相当の旅行券等又は銀杯</p>	<p>特別記念事業の実施については、請求期間が 2 年間という短期間であることを踏まえて、出来る限りの広報をし、過去に書状等の贈呈を受けているが未だ請求の手続きをしていなかった者約 67 万 6 千人に対して、特別記念事業実施の「お知らせ」を送付。「お知らせ」が宛先不明等で返送されたものは再調査し確認が取れたものについて再度「お知らせ」を送付する等、請求の促進を行った。</p> <p>特別記念事業の受付件数・認定件数</p> <table border="1" data-bbox="954 539 2029 842"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>恩給欠格者</th> <th>戦後強制抑留者</th> <th>引揚者</th> <th>全 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">受付件数 (件)</td> <td>19</td> <td>69,071</td> <td>33,247</td> <td>24,160</td> <td>126,478</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>97,288</td> <td>39,704</td> <td>64,548</td> <td>201,540</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>166,359</td> <td>72,951</td> <td>88,708</td> <td>328,018</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">認定件数 (件)</td> <td>19</td> <td>53,628</td> <td>33,036</td> <td>17,851</td> <td>104,515</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>95,458</td> <td>36,771</td> <td>38,385</td> <td>170,614</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>8,826</td> <td>1,266</td> <td>31,144</td> <td>41,236</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>157,912</td> <td>71,073</td> <td>87,380</td> <td>316,365</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1) 事業開始が平成 19 年度のため、前中期目標期間の平成 19 年度も参考掲載 注 2) 最後の認定は平成 22 年 2 月 25 日</p> <p>①恩欠者 ア(外地)</p> <table border="1" data-bbox="954 1002 2029 1315"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5 万円相当の慰労の品</th> <th colspan="3">慰労品別件数</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅行券等引換券</td> <td>27,403</td> <td>46,731</td> <td>3,507</td> <td>77,641</td> </tr> <tr> <td>置 時 計</td> <td>10,950</td> <td>22,239</td> <td>963</td> <td>34,152</td> </tr> <tr> <td>万 年 筆</td> <td>2,513</td> <td>6,081</td> <td>317</td> <td>8,911</td> </tr> <tr> <td>文 箱</td> <td>1,047</td> <td>2,620</td> <td>140</td> <td>3,807</td> </tr> <tr> <td>楯</td> <td>2,518</td> <td>4,644</td> <td>366</td> <td>7,528</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>44,431</td> <td>82,315</td> <td>5,293</td> <td>132,039</td> </tr> </tbody> </table>						年度	恩給欠格者	戦後強制抑留者	引揚者	全 体	受付件数 (件)	19	69,071	33,247	24,160	126,478	20	97,288	39,704	64,548	201,540	計	166,359	72,951	88,708	328,018	認定件数 (件)	19	53,628	33,036	17,851	104,515	20	95,458	36,771	38,385	170,614	21	8,826	1,266	31,144	41,236	計	157,912	71,073	87,380	316,365	5 万円相当の慰労の品	慰労品別件数			合 計	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	旅行券等引換券	27,403	46,731	3,507	77,641	置 時 計	10,950	22,239	963	34,152	万 年 筆	2,513	6,081	317	8,911	文 箱	1,047	2,620	140	3,807	楯	2,518	4,644	366	7,528	合 計	44,431	82,315	5,293	132,039
	年度	恩給欠格者	戦後強制抑留者	引揚者	全 体																																																																																	
受付件数 (件)	19	69,071	33,247	24,160	126,478																																																																																	
	20	97,288	39,704	64,548	201,540																																																																																	
	計	166,359	72,951	88,708	328,018																																																																																	
認定件数 (件)	19	53,628	33,036	17,851	104,515																																																																																	
	20	95,458	36,771	38,385	170,614																																																																																	
	21	8,826	1,266	31,144	41,236																																																																																	
	計	157,912	71,073	87,380	316,365																																																																																	
5 万円相当の慰労の品	慰労品別件数			合 計																																																																																		
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度																																																																																			
旅行券等引換券	27,403	46,731	3,507	77,641																																																																																		
置 時 計	10,950	22,239	963	34,152																																																																																		
万 年 筆	2,513	6,081	317	8,911																																																																																		
文 箱	1,047	2,620	140	3,807																																																																																		
楯	2,518	4,644	366	7,528																																																																																		
合 計	44,431	82,315	5,293	132,039																																																																																		

中期計画の事項	実施結果				
<p>② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈 昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10 万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。</p> <p>③ 引揚者に対する慰労品の贈呈 今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和 42 年法律第 114 号）による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。</p>	①恩欠者 イ（内地）				
	3 万円相当の慰労の品				
	慰労品別件数 単位：件				
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	合 計
	旅行券等引換券 銀 杯 合 計	4, 945 4, 252 9, 197	7, 690 5, 453 13, 143	2, 367 1, 166 3, 533	15, 002 10, 871 25, 873
<p>② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈 昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10 万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。</p> <p>③ 引揚者に対する慰労品の贈呈 今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和 42 年法律第 114 号）による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。</p>	②強制抑留者				
	慰労の品				
	慰労品別件数 単位：件				
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	合 計
	旅行券等引換券 置 時 計 万 年 筆 文 箱 楯 合 計	24, 883 5, 264 1, 161 577 1, 151 33, 036	23, 614 8, 524 2, 035 1, 214 1, 384 36, 771	922 203 59 35 47 1, 266	49, 419 13, 991 3, 255 1, 826 2, 582 71, 073
<p>③ 引揚者に対する慰労品の贈呈 今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和 42 年法律第 114 号）による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。</p>	③引揚者				
	慰労の品				
	慰労品別件数 単位：件				
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	合 計	
銀 杯	17, 851	38, 385	31, 144	87, 380	
<p>【特別記念事業の旅行券等の未引換分についての対応】 平成 24 年 7 月に、強制抑留者及び恩給欠格者にかかる「旅行券等引換券」の有効期限切れの旅行券等未引換分が 750 件（4, 174 万円）存在していることが判明した。 平成 19 年 4 月に締結した受託業者との契約上、旅行券等引換券の有効期限は 1 年間で、事業発足後の翌年である平成 20 年 5 月に未引換の存在が明らかになったもの。基金としては、高齢の慰藉事業対象者が引換不能となる事態は適当でないと考え、救済措置により引換の促進を行っていたが、平成 22 年 9 月末以降、新規事業以外を行わないこととなったため</p>					

中期計画の事項	実施結果
<p>(2) 特別記念事業実施の周知</p> <p>本事業の請求期限が平成 21 年 3 月 31 日までと迫っていることから、一人でも多くの関係者への周知を図るべく、地方公共団体及び関係機関との間で緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報紙への掲載協力依頼等多方面にわたり周知活動を展開するものとする。</p> <p>また、これまでに書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品の請求をしていない者については、個別にお知らせを行うものとする。</p>	<p>当該救済措置を終了したものである。</p> <p>しかし、基金解散にあたり、慰藉事業としての認識を再確認し、判明した 750 件の未引換者に対して改めて旅行券等引換券を発送、最終的に 732 件に送付した（残り 18 件は居所不明等により廃棄）。</p> <p>特別記念事業実施の周知については、全都道府県及び市区町村へのポスターの配布（平成 20 年 12 月）や都道府県担当者会議等の開催（平成 20 年 9 月）などの取組を幅広く実施したほか、次のようなさまざまな周知活動を展開した。</p> <p>また、平成 20 年 4 月から 6 月の間に、過去に基金から書状等の贈呈を受けたことがある者で未だ請求手続きを行っていない者（約 67 万 6 千人）に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」（請求書を同封）を送付し、直接、特別慰労品の請求について案内した。</p> <p>① 関係団体との緊密な連携による積極的要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体に対して、団体の機関紙への記事掲載及び団体が主催する地方展示会におけるポスターの掲示、請求書の頒布等の実施を要請。団体の地方支部及びその会員に対して請求書を頒布した。 ・大連からの引揚者の団体である「日本大連会」の協力を得て、同団体のホームページに特別記念事業のチラシを掲載し、平成 21 年 1 月の会報を会員に配布するときにチラシを同時に配布を依頼した。 ・「奉天会」、「牡丹江会」などの引揚関係の 10 団体に対して、会報などの機関誌への記事掲載及び団体の会合でのチラシの配布を依頼した。 <p>② 老人福祉関係機関に対する広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国老人クラブ連合会機関誌掲載（平成 20 年 5 月）。 ・全国老人福祉協議会会員にポスターを掲示依頼（平成 20 年 7 月、12 月）。 ・全国老人クラブ大会におけるチラシの配布（平成 20 年 11 月）。 <p>③ 講演会等での相談員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京（銀座松坂屋デパート）及び名古屋市内で開催した「平和祈念展」（平成 20 年 8 月、9 月）、並びに舞鶴市内で開催した「平和祈念フォーラム」（平成 20 年 9 月）においては、ポスターを掲示するとともに、請求案内パンフレット及び請求書類を備え、特別記念事業「相

中期計画の事項	実施結果
<p>(3) 標準期間の設定</p> <p>申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、標準的な審査期間を、書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件の審査期間は1か月（上記（2）のお知らせを受けて請求した者については、3週間）、それ以外の者からの請求案件の審査期間は3か月とする。</p>	<p>談コーナー」を開設し、関係者への周知と相談応答業務を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舞鶴市での「平和祈念フォーラム」では、引揚者に特化したチラシを作成し会場において配布した。 <p>④ 新聞・ラジオ・テレビ等を活用した広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国紙（全5段）またはブロック紙・地方紙（半5段）に新聞広報（平成20年6月から平成21年3月まで毎月交互掲載）。 ・全国紙4、ブロック紙3の突き出し広報（平成20年8月及び平成21年3月）。 ・ラジオによる広報（平成20年8月～21年3月）。 ・テレビによる広報（平成21年2月）政府広報により実施。 ・雑誌媒体への広告掲載は、以下の各誌について、平成20年12月～平成21年2月までの間に1回掲載。 「週刊文春」、「週刊新潮」、「趣味の園芸」、「文芸春秋」、「きょうの料理」、「きょうの健康」、「いきいき」、「安心」、「壮快」 <p>⑤ 都道府県・市区町村の広報紙への掲載等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「例文」を示して自治体広報紙（誌）に掲載依頼（平成20年7月、12月）。 ・管区行政評価局長・行政評価事務所長会議で周知（平成20年5月、6月）。 <p>以上のほか、関係者からの問い合わせに対応する相談コーナーを特別記念事業担当事務室や基金主催の平和祈念展、フォーラムの会場に設け、資格要件、申請手続き等について相談に応じた。平成20年度における窓口相談件数は、事務室内では991件、平和祈念展等では340件であった。</p> <p>なお、無料電話の電話相談窓口には、特別記念事業の制度、資格の照会、請求の方法についての照会、請求後の事務処理状況等の問い合わせがあり、平成20年度の1年間で103,994件であった。</p> <p>目標に対して、既に書状等を受けた者の請求書の記載事項を簡易することや、「お知らせ」に係る請求書については書状等贈呈事業認定審査時のデータを利用して住所、氏名等を印字することで請求者が署名及び贈呈の品の記載等のみにすること等、請求者の負担軽減を図り、合わせて請求までの期間の短縮を図るなどを考慮し標準処理期間の設定を行った。</p>

中期計画の事項

実施結果

また、標準的な審査期間内の処理率については、次のとおりである。

標準審査期間	平成 20 年度	平成 21 年度	
3週間もの	88% (※ 1)	100%	
1か月もの	73% (※ 1)	100%	
3か月もの	73% (※ 1)	恩給欠格者	84% (※ 1)
		戦後強制抑留者	91% (※ 1)
		引揚者	29% (※ 2)

注) 平成 21 年度の「3か月もの」については、3 問題申請者毎の処理率が大幅に乖離するため、それぞれに掲げた

※ 標準審査処理期間内に処理できなかった理由

(※ 1) 請求書の記載事項が不備のため請求者本人への照会、請求書の記載事項について厚生労働省又は都道府県への履歴確認、引揚の事実確認等に時間を要したものの。

(※ 2) 平成 21 年度の引揚者の請求書処理について大幅に遅延した理由は以下のとおり。

- ① 引揚者からの申請が低調のため、平成 20 年度後半から、生存している引揚の家族全員が請求することができること等に特に力を入れ広報した結果、詳細請求(初めての請求)が、平成 21 年 1 月から 3 月にかけて集中し、請求が 35,067 件(平成 20 年度受付の 70% 相当)となったこと。
- ② 詳細請求では、
 - ・引揚当時幼児であったため、引揚時の記憶が定かではないこと。
 - ・高齢により当時の記憶が薄れていること。
 等から、請求書の記載内容に不備のものが多く、それを補完するための個別連絡等に相当な時間を要し、ベテランの職員をもってしても審査が困難であったこと(当該審査事務等には知識と経験が不可欠であることから、新たな人員を採用することで対応することは困難であった)。

中期計画の事項	実施結果				
<p>(4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立</p> <p>戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、専門の委員会を設置するとともに、関係機関と調整しつつ基金解散までの間に各々慰霊碑を建立する。</p>	平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月の請求書受付の推移				
	年 月	恩給欠格者	強制抑留者	引揚者	計
	20. 4	6, 319	768	9, 421	16, 508
	5	15, 965	8, 017	3, 937	27, 919
	6	33, 489	12, 030	2, 009	47, 528
	7	14, 952	8, 224	1, 544	24, 720
	8	5, 717	2, 849	1, 890	10, 456
	9	3, 880	1, 663	3, 368	8, 911
	10	3, 037	1, 253	2, 257	6, 547
	11	2, 267	685	1, 864	4, 816
	12	1, 884	581	2, 183	4, 648
	21. 1	2, 300	939	3, 977	7, 216
	2	2, 136	1, 337	7, 143	10, 616
	3	5, 342	1, 358	24, 955	31, 655
	計	97, 288	39, 704	64, 548	201, 540
	<p>戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立については、平成 20 年度に政府部内の調整を図り、平成 21 年度において外部有識者による慰霊碑建設検討委員会を立ち上げた。その後、慰霊碑のデザインコンペを実施し、慎重かつ公平な審査を行い、最優秀作品（慰霊碑（2 基）と慰霊碑の広場のデザイン）を決定した。</p> <p>千鳥ヶ淵戦没者墓苑横の慰霊碑の設置場所については、環境省、厚生労働省及び総務省と十分な調整を行いつつ、平成 22 年 7 月までに慰霊碑 2 基（戦後強制抑留に伴う死没者のための「追悼慰霊碑」及び引揚げに伴う死没者のための「平和祈念碑」）を建立するとともに、慰霊碑の広場を造成し、同年 9 月 30 日、国に移管した。</p> <p>なお、慰霊碑の除幕式は、平成 22 年 8 月 4 日に、戦後強制抑留及び引揚げに伴う死没者の遺族等を招いて執り行った。</p>				

中期計画の事項	実施結果
<p>6 特別給付金支給事業（平成 22 年 7 月の改定時に追加）</p> <p>（1）特別給付金の支給</p> <p>昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者（平成 22 年 6 月 16 日において日本国籍を有する者）（以下「戦後強制抑留者」という。）の請求に対し、特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。</p>	<p>特別給付金の支給については、外部委託による業務の効率化により基金における審査業務体制を充実するなど、種々の対応を図り、法案立案時の推計対象者数約 6 万 7 千件に対し、最終的に特別給付金の請求受付件数は、69,466 件、認定・支給件数は、68,847 件（総額約 193 億円）となった。</p> <p>特別給付金支給事業に係る主な取組は次のとおりである。</p> <p>（1）大量申請への対応</p> <p>平成 22 年 10 月 25 日の受付開始から約 2 週間で約 4 万 2 千件の申請があったため、時間外勤務、休日出勤で対応。11 月下旬からは、事務処理体制の拡充、昼夜交替制勤務等により認定事務の促進を図った。</p> <p>※ 平成 22 年度請求受付件数 62,277 件、認定件数 56,448 件、うち支給件数 51,802 件（支給総額約 145 億円）</p> <p>（2）事業の実施の充実化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話対応及び事務処理業務などの外部委託の推進、職員増による基金審査業務体制の充実。 ・種々の広報を展開。 ・請求期限である平成 24 年 3 月 31 日（土曜閉庁日）の対応。 <p>（3）審査等状況及び申請者への負担軽減策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「戦後強制抑留者」及び「帰還の時期」の確認は、過去事業の関係資料での確認、都道府県等への照会、基金内に設置した外部有識者から構成される「判定委員会」での審査などによる慎重かつ適切な対応を行った。 ・帰還時期等についての書類添付を申請者からは求めず、過去事業の関係資料や都道府県等への照会による確認を行った。 ・請求書の記入不備は、基金から電話で本人に直接確認し補記することで迅速な処理を実施。 ・添付書類の不備は、返信用封書を添えて不備書類の提出を求め、電話又は文書により連絡を密にすることで不備書類の補完を促進した。 ・却下処分となった申請者に対し、直接、電話により理由を丁寧に説明した。

中期計画の事項	実施結果
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者等からの電話応対業務を行う委託業者に対し、申請者の立場を詳細に説明。Q & A集を作成し、親切かつ丁寧な対応を指導した。 ・請求後に申請者が亡くなり振込不能となった場合は、直ちに遺族に連絡説明し相続人用の請求書を送付した。 ・認定通知書送付の際に、戦後強制抑留者の労苦に対する慰藉に資するよう内閣総理大臣からの書面も同封した。 <p>(4) 東日本大震災における対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込先金融機関が被災した2件について、一時振込みができない状況となったが、当該金融機関の復旧状況をつぶさに確認し、復旧後直ちに振込みを実施した。 ・被災した特別給付金支給対象者の避難先が不明であったため、認定通知書及び内閣総理大臣の書面が基金に返送されたもの(14件)についての対処は以下のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> ① 市役所・町村役場自体が避難している場合は、インターネット等により情報を収集し、当該市役所・町村役場の連絡先を探し出した。 ② 市役所・町村役場の復旧のタイミングを見計い、当該担当者に電話をし、特別給付金等説明を行い、復興に向けて忙しい中ではあるが、対象者を探し出し、対象者から直接基金に連絡をしてほしい旨を伝えてもらうよう依頼。 ③ 対象者からの連絡を受け、速やかに対処。 <p>(5) 特別給付金の過少払及び過払事案等への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事案の発端 平成22年12月に認定した者から「支給額が少ないのではないか」との問い合わせがあり調査をしたところ、支給金額が少ないことが判明。直ちに認定者に連絡、説明等を行い追給した。その後も、同様の問い合わせがあり、全てを対処しつつ、既認定のものを全件について再チェックした結果、過少払事案、過払事案及び同額であったが他人の履歴で認定した事案が判明した。 ② 主な原因 基金の予想を超えた請求書類の審査に対応するため人員の確保を行ったものの、習熟度にばらつきがあったことやチェック体制が十分でなかったことから、誤って同姓同名の他人の資料によって審査したこと等。

中期計画の事項	実施結果																																																					
<p>(2) 特別給付金支給事業の請求期間 戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める日の翌日から平成24年3月31日までとする。</p>	<p>③ その後の対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過少払い及び過払いの書類は再度チェックし、認定（給付金額）を訂正。 ・ 過少払者には説明を行ったうえ、即追給。 ・ 過払者には回収のため説明等を実施（平成25年3月29日までに全て回収済）。 ・ 事案発生後の審査では、チェック担当者を増員し、複数のチェック担当者による体制整備。 <p>○ 特別給付金の額別認定件数</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="965 497 2145 1129"> <thead> <tr> <th rowspan="3">特別給付金の額</th> <th rowspan="3">帰還の時期</th> <th rowspan="3">認定件数</th> <th colspan="2">請求人区分による内訳</th> <th colspan="2">前事業実績による内訳</th> </tr> <tr> <th>本人分</th> <th>相続人分</th> <th>前回事業認定分</th> <th>新規認定分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250,000 円</td> <td>昭和23年12月31日まで</td> <td>52,610</td> <td>49,128</td> <td>3,482</td> <td>43,190</td> <td>9,420</td> </tr> <tr> <td>350,000 円</td> <td>昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで</td> <td>15,771</td> <td>14,687</td> <td>1,084</td> <td>12,417</td> <td>3,354</td> </tr> <tr> <td>700,000 円</td> <td>昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1,100,000 円</td> <td>昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで</td> <td>182</td> <td>172</td> <td>10</td> <td>136</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>1,500,000 円</td> <td>昭和30年1月1日以降</td> <td>284</td> <td>260</td> <td>24</td> <td>215</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>68,847</td> <td>64,247</td> <td>4,600</td> <td>55,958</td> <td>12,889</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別給付金の請求は、平成22年10月25日から平成24年3月31日までの間に行わなければならないとされ、当該期間内に請求をしなかった者には、特別給付金は支給しないとの規定に基づき、適正に受付処理を行った。</p>	特別給付金の額	帰還の時期	認定件数	請求人区分による内訳		前事業実績による内訳		本人分	相続人分	前回事業認定分	新規認定分	250,000 円	昭和23年12月31日まで	52,610	49,128	3,482	43,190	9,420	350,000 円	昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	15,771	14,687	1,084	12,417	3,354	700,000 円	昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	0	0	0	0	0	1,100,000 円	昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	182	172	10	136	46	1,500,000 円	昭和30年1月1日以降	284	260	24	215	69	合 計		68,847	64,247	4,600	55,958	12,889
	特別給付金の額				帰還の時期	認定件数	請求人区分による内訳		前事業実績による内訳																																													
本人分							相続人分	前回事業認定分	新規認定分																																													
250,000 円		昭和23年12月31日まで	52,610	49,128			3,482	43,190	9,420																																													
350,000 円	昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	15,771	14,687	1,084	12,417	3,354																																																
700,000 円	昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	0	0	0	0	0																																																
1,100,000 円	昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	182	172	10	136	46																																																
1,500,000 円	昭和30年1月1日以降	284	260	24	215	69																																																
合 計		68,847	64,247	4,600	55,958	12,889																																																

中期計画の事項	実施結果																																																					
<p>(3) 特別給付金支給事業に要する経費 特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め 200 億円とする。 特別給付金の額は、本邦への帰還の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給する。</p> <table border="1" data-bbox="89 427 927 756"> <thead> <tr> <th>本邦への帰還の時期の区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和23年12月31日まで</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td>昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td>昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで</td> <td>110万円</td> </tr> <tr> <td>昭和30年1月1日以降</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table>	本邦への帰還の時期の区分	金額	昭和23年12月31日まで	25万円	昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円	昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円	昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円	昭和30年1月1日以降	150万円	<p>全体の総経費及び特別給付金と事務費別内訳は以下のとおりである。 (単位：万円)</p> <table border="1" data-bbox="958 312 1989 512"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別給付金支給総額</th> <th>事務費</th> <th>総経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>1,447,770</td> <td>34,837</td> <td>1,482,607</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>435,385</td> <td>43,125</td> <td>478,510</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>46,700</td> <td>21,966</td> <td>68,666</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,929,855</td> <td>99,928</td> <td>2,029,783</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、これまでの支給金額区分別認定件数は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="958 587 1850 887"> <thead> <tr> <th>支給金額</th> <th>件数(件)</th> <th>支給額(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25万円</td> <td>52,610</td> <td>1,315,250</td> </tr> <tr> <td>35万円</td> <td>15,771</td> <td>551,985</td> </tr> <tr> <td>70万円</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>110万円</td> <td>182</td> <td>20,020</td> </tr> <tr> <td>150万円</td> <td>284</td> <td>42,600</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>68,847</td> <td>1,929,855</td> </tr> </tbody> </table>		特別給付金支給総額	事務費	総経費	平成 22 年度	1,447,770	34,837	1,482,607	平成 23 年度	435,385	43,125	478,510	平成 24 年度	46,700	21,966	68,666	計	1,929,855	99,928	2,029,783	支給金額	件数(件)	支給額(万円)	25万円	52,610	1,315,250	35万円	15,771	551,985	70万円	0	0	110万円	182	20,020	150万円	284	42,600	計	68,847	1,929,855
本邦への帰還の時期の区分	金額																																																					
昭和23年12月31日まで	25万円																																																					
昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円																																																					
昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円																																																					
昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円																																																					
昭和30年1月1日以降	150万円																																																					
	特別給付金支給総額	事務費	総経費																																																			
平成 22 年度	1,447,770	34,837	1,482,607																																																			
平成 23 年度	435,385	43,125	478,510																																																			
平成 24 年度	46,700	21,966	68,666																																																			
計	1,929,855	99,928	2,029,783																																																			
支給金額	件数(件)	支給額(万円)																																																				
25万円	52,610	1,315,250																																																				
35万円	15,771	551,985																																																				
70万円	0	0																																																				
110万円	182	20,020																																																				
150万円	284	42,600																																																				
計	68,847	1,929,855																																																				
<p>(4) 特別給付金支給事業実施の周知 特別給付金支給事業の実施に当たっては、確実に対象者に給付できるよう、特別記念事業の既贈呈者へのお知らせを実施するなど、きめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。</p>	<p>特別給付金支給事業実施の周知については、特別記念事業の既贈呈者等に「特別給付金請求のご案内」を送付したほか、都道府県及び市区町村に事業実施の通知及び新聞・ラジオ等広報を展開した。</p> <p>特別給付金支給事業に係る主な広報活動状況等については次のとおりである。</p> <p>(1) 特別記念事業の既贈呈者等へのご案内 特別慰労品を受けられた者及び法施行後請求書の発送依頼をしてきた者 72,559 名に「特別給付金請求のご案内」を平成 22 年 10 月 18 日付けで送付。返送されたものについて居所調査を行い、940 人に再送付した。</p>																																																					

中期計画の事項	実施結果
<p>(5) 標準期間の設定 申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の検討を行い、標準的な審査期間を次のとおりとする。</p> <p>① 特別記念事業の既贈呈者であって、上記(4)のお知らせを受けて請求してきた者については1か月</p> <p>② 上記以外の者については3か月</p>	<p>(2) 地方公共団体への広報等実施依頼</p> <p>① 都道府県及び市区町村に、特別給付金支給事業の実施について周知するとともに、問い合わせがあった際は、基金相談窓口を知らせるよう依頼した(平成22年7月2日)。</p> <p>② 都道府県及び市区町村に、数次にわたり広報内容を例示の上、自治体広報紙への掲載を依頼した(平成22年9月21日、平成23年10月25日、平成24年2月2日)。</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、老人医療施設等へのポスター、パンフレットの頒布。 ・新聞広告の実施。 ・ラジオ広告の実施(全国ネットでスポットCM(民放3社))。 ・雑誌による広報(高齢者の購読層が高い週刊誌2誌、月刊誌4誌)。 ・基金ホームページへの掲載。 ・政府広報等の実施。 <p>標準審査期間内処理のため、業務に見合った職員配置や外部委託の推進等基金内の審査体制を充実した。</p> <p>(1) 特別給付金に係る標準的な審査期間は次のとおり。</p> <p>① 特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けた者であって、平成22年10月の「特別給付金請求のご案内」を受けて請求をしてきた者については、既に「入ソ」の事実確認が出来ており、帰還年月日の調査のみを行うことから、1か月</p> <p>② 前記①以外の者については、新たに「入ソ」の事実及び帰還年月日の調査が必要になるほか、ケースによっては、外部有識者から構成される判定委員会に諮る必要も有ることから、審査に時間を要することになるため、3か月</p>

中期計画の事項

実施結果

(2) 各年度における審査処理実績は、以下のとおりである。

① 標準審査期間を1か月とするもの

年度	審査対象 件数	審査に要した期間			未処理
		1か月以内	2か月以内	2か月を 超えたもの	
平成22年度	53,899件	12,553件 (23.3%)	24,725件 (45.9%)	15,751件 (29.2%)	870件 (1.6%)
平成23年度	2,139件	2,086件 (97.5%)	6件 (0.3%)	0件 (0.0%)	47件 (2.2%)
平成24年度	81件	81件 (100.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)

② 標準審査期間を3か月とするもの

年度	審査対象 件数	審査に要した期間		未処理
		3か月以内	3か月を超えたもの	
平成22年度	8,378件	2,060件 (24.6%)	1,003件 (12.0%)	5,315件 (63.4%)
平成23年度	4,916件	4,526件 (92.1%)	12件 (0.2%)	378件 (7.7%)
平成24年度	353件	353件 (100.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)

注) 平成24年度の審査対象件数は、平成24年3月末までの消印のあるもの及び平成24年3月末までに請求書送付希望の申し出があり、同年4月中に請求のあったもの(428件)並びに請求期限経過後に請求のあったもの(6件)である

中期計画の事項	実施結果																									
<p>(6) 申請者への通知 特別給付金の審査の結果、該当者には「認定通知書」を、非該当者には理由を付した「却下通知書」を速やかに送付する。</p> <p>7 その他の重点事項 (1) 効果的な広報 関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。</p>	<p>③ 平成 22 年度において処理に時間を要した主な要因は、以下のとおり。 ・受付開始の 10 月 25 日から 11 月 10 日までの短期間において、想定を超えた約 42,000 件の申請があったこと。 ・確認を必要とする書類について、申請者に連絡をとる必要があるが、なかなか連絡がつかないため時間がかかったこと (約 7,300 件)。 ・帰還日については、基金において保有している帰還当時の資料により調査・確認する必要があるが、申請者に同姓同名 (約 5,500 人) や帰還後に改姓した者 (約 6,900 人) が多く見られ、調査に時間を要したこと。</p> <p>④ 審査遅延への対処 ・時間外勤務、休日出勤により事務処理体制を拡充して対応したほか、委託業者に対し昼夜交替制の勤務体制を指示、派遣職員の導入などの対応を実施した。 ・申請者に対し、請求書を受け付けたこと及び多数の申請があり審査終了まで相当な日数を要することについて連絡した。</p> <p>申請者への通知については、認定通知書は認定後 1 週間後、却下通知書は決裁後直ちに送付した。 ※ 認定通知書 68,847 人、却下通知書 605 人</p> <p>効果的な広報については、5 (2) 特別記念事業実施の周知及び 6 (4) 特別給付金支給事業実施の周知に関する広報活動のほか、以下のとおり、各年度において年間を通して多様な広報を実施した。これらの広報活動の結果、中期目標期間中の資料館入館者、平和祈念展等の入場者数は、次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="958 1193 2141 1377"> <tbody> <tr> <td>・資料館の入館者数</td> <td>目標</td> <td>13 万人以上</td> <td>実績</td> <td>126,928 人</td> </tr> <tr> <td>・特別企画展の入場者数</td> <td>目標</td> <td>各回 3,000 人以上</td> <td>実績</td> <td>平均 7,927 人</td> </tr> <tr> <td>・平和祈念展の入場者数</td> <td>目標</td> <td>各回 1 万人以上</td> <td>実績</td> <td>平均 37,211 人</td> </tr> <tr> <td>・地方展示会の入場者数</td> <td>目標</td> <td>4 万人以上</td> <td>実績</td> <td>60,446 人</td> </tr> <tr> <td>・フォーラム等の入場者数</td> <td>目標</td> <td>各回 300 人以上</td> <td>実績</td> <td>平均 274 人</td> </tr> </tbody> </table>	・資料館の入館者数	目標	13 万人以上	実績	126,928 人	・特別企画展の入場者数	目標	各回 3,000 人以上	実績	平均 7,927 人	・平和祈念展の入場者数	目標	各回 1 万人以上	実績	平均 37,211 人	・地方展示会の入場者数	目標	4 万人以上	実績	60,446 人	・フォーラム等の入場者数	目標	各回 300 人以上	実績	平均 274 人
・資料館の入館者数	目標	13 万人以上	実績	126,928 人																						
・特別企画展の入場者数	目標	各回 3,000 人以上	実績	平均 7,927 人																						
・平和祈念展の入場者数	目標	各回 1 万人以上	実績	平均 37,211 人																						
・地方展示会の入場者数	目標	4 万人以上	実績	60,446 人																						
・フォーラム等の入場者数	目標	各回 300 人以上	実績	平均 274 人																						

中期計画の事項	実施結果
	<p>主な広報の実施状況については次のとおりである。</p> <p>(1) 資料館に係る広報（平成20年度～平成22年9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通広告による広報 JR山手線、JR新宿駅に隣接する私鉄、地下鉄各線に広告を掲出（水木しげる氏のイラスト等）。 ・新聞広告による広報 全国紙1都6県版に広告を掲出。 ・雑誌、コミュニティ新聞などによる広報 教育関連誌及び雑誌、JR新宿駅ポケット型時刻表に広告を掲出。タウン誌及び東京周辺のコミュニティ新聞に記事広告を掲載。タウンガイドの情報誌に無料広告を掲載。 ・パンフレット等による広報 平成20年度及び平成21年度に資料館パンフレットを全国の小・中・高等学校に頒布（平成21年度は小学校を除く。）。校内放送番組制作コンクール参加校募集案内に資料館パンフレットを同封。 ・リーフレットの配布 平成22年度に新宿住友ビルの入居企業を直接訪問し、資料館について説明し、リーフレットを配布。 ・その他の広報 資料館におけるイベント（特別企画展、ミニ展示会、語り部来館、ビデオ上映）情報を基金ホームページに掲出。基金が実施する他の事業の広報の際も、常に資料館の情報の併記掲載を実施。 <p>(2) 催しに係る広報（平成20年度～平成22年9月）</p> <p>① 特別企画展（資料館内）（平成21年度は沖縄県平和祈念資料館内開催、平成22年度は3回開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR山手線、JR新宿駅に隣接する私鉄、地下鉄各線に広告を掲出（平成22年度はゴールデンウィーク及び夏休み期間中のみ実施）。 ・平成21年度、新聞（琉球日報、沖縄タイムス）に広告を掲出。 ・平成22年度、新聞（朝日新聞、読売新聞（首都圏内））に広告を掲出。 ・資料寄贈者、リピーター等へ案内状（DM）を送付。

中期計画の事項	実施結果
<p>(2) ホームページの充実</p> <p>電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては、ホームページに公開するなど、ホームページの内容を充実させ、各事業年度においてアクセス数を75万件以上とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基金ホームページによる広報を実施。 ② 平和祈念展（平成20年度銀座松坂屋、平成21年度及び平成22年度新宿駅西口イベントコーナー） <ul style="list-style-type: none"> ・JR山手線、JR新宿駅に隣接する私鉄、地下鉄各線に広告を掲出（平成22年度はゴールデンウィーク及び夏休み期間中のみ実施）。 ・ポスター、チラシの配布（東京都、埼玉県、神奈川県の中・高等学校、公立図書館）。 ・資料寄贈者、リピーター等へ案内状（DM）を送付。 ・基金ホームページ及び総務省メールマガジンによる広報を実施。 ③ 地方展示会（平成20年度愛知県立図書館、平成21年度広島県呉市海事歴史資料館） <ul style="list-style-type: none"> ・交通広告（名古屋市営地下鉄）を実施（平成20年度実施）。 ・新聞折込チラシによる広報を実施（平成20年度実施）。 ・開催県下の小・中・高等学校、公共図書館へポスター、チラシを配布。 ・資料寄贈者及び団体関係会員に案内状送付。 ・基金ホームページ及び総務省メールマガジンによる広報を実施。 ④ フォーラム等 <p>平成20年度「平和祈念フォーラム2008」（舞鶴市）、「平和祈念フォーラム2008」（新宿区） 平成21年度「平和祈念フォーラム2009」（札幌市）、「平和祈念フォーラム2009」（新宿区） 平成22年度「平和祈念フォーラム2010」（新宿区）、「平和祈念2010シンポジウム」（新宿区）、「平和の尊さを語り継ぐ集い（朗読会）」（新宿区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞（京都新聞）に広告を掲出（平成20年度実施）。 ・新聞折込チラシによる広報を実施（平成20年度実施）。 ・開催県（都）下の中・高等学校、公共施設等にポスター・チラシを配布。 ・団体関係者、リピーター等に案内状（DM）を送付。 ・基金ホームページによる広報を実施。 <p>ホームページの充実については、常に最新の情報を盛り込んだ内容を更新、検索しやすい画面にリニューアルして利便性を向上、新たにインターネット資料館を開設し基金ホームページとの相乗効果を図るなどの結果、平成20年4月から平成22年9月までの間の目標（188万件以上）を大幅に超えたアクセス数（275万件）を確保した。</p>

中期計画の事項	実施結果												
<p>(3) 地方公共団体との連携 特別給付金支給事業等の実施に当たっては、地方公共団体と緊密な連携を図る。(平成 22 年 7 月変更)</p>	<p>目標：各年度 75 万件以上（平成 22 年度は 38 万件以上）</p> <table border="1" data-bbox="954 236 1715 395"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>アクセス件</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>1,253,097 件</td> <td>167.1%</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>918,572 件</td> <td>122.5%</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>579,544 件</td> <td>152.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平成 22 年度は、9 月末までであり、インターネット資料館のアクセス件数を含む。</p> <p>地方公共団体との連携については、以下のような連携を図った。都道府県との主な連携確保等については次のとおりである。</p> <p>① 都道府県実務担当者会議の開催 基金の事業についての理解を深め、実務担当者同士の意見交換と業務に関する知識の向上を目的として、平成 20 年 9 月 10 日及び 11 日に、都道府県実務担当者会議を開催し、都道府県の担当者 64 名が出席した。</p> <p>② 地方公共団体の広報紙への掲載依頼 地方公共団体に対して、特別記念事業及び特別給付金支給事業について、各自治体の広報紙への掲載について依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別記念事業（3 回） ・特別給付金支給事業（3 回） <p>③ 特別給付金支給実施関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 10 月、特別給付金支給事業の実施に際し、地方公共団体に対して法律の概要、Q & A 等を送付し協力を要請した。 ・特別給付金の請求受付終了に伴い、平成 24 年 4 月 12 日、地方公共団体等に対し、平成 24 年 3 月 31 日をもって特別給付金の請求受付が終了した旨を通知するとともに、ポスター掲示のお礼とその廃棄について依頼した。 ・特別給付金支給事業終了に際し、平成 24 年 10 月 10 日、都道府県に特別給付金支給事業に関する協力に対するお礼と事業が終了した旨を通知した。 	年度	アクセス件	達成率	平成 20 年度	1,253,097 件	167.1%	平成 21 年度	918,572 件	122.5%	平成 22 年度	579,544 件	152.5%
年度	アクセス件	達成率											
平成 20 年度	1,253,097 件	167.1%											
平成 21 年度	918,572 件	122.5%											
平成 22 年度	579,544 件	152.5%											

中期計画の事項	実施結果															
<p>(4) 関係資料館との連携 基金と運営目的が類似している全国 14 の資料館との連携に努める。</p>	<p>④ 各事業関係の照会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別慰労品の審査に当たっては、戦後強制抑留の事実（軍歴等により入ソの事実）の確認、旧軍人等の在職年の確認、引揚者に対する特別交付金の支給の確認等が必要であり、これらに関する資料を保管する都道府県に照会し、11,070 件について、特別慰労品の審査に必要な事項の確認をとった。 ・特別給付金の審査に当たっては、強制抑留の事実の確認と帰還年月日の確認をとった。特に、新規の請求者の場合、軍歴等の確認が必要であり、陸軍関係の兵籍簿等の書類を保管している都道府県に照会し、1,256 件について軍歴等を確認することができた。 <table border="0" data-bbox="981 544 1563 730"> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>全都道府県</td> <td>8,136 件</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>全都道府県</td> <td>2,934 件</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>全都道府県</td> <td>352 件</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>44 都道府県</td> <td>767 件</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>26 都道府県</td> <td>137 件</td> </tr> </table> <p>このほか、基金事業に係る相談等、地方公共団体窓口と直接、連携協力を図った。</p> <p>関係資料館との連携については、各資料館の入館者増の施策について情報交換を行ったこと、舞鶴引揚記念館でフォーラムを開催したこと、沖縄県平和祈念資料館の「企画展示室」で特別企画展を開催したこと、呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）で平和祈念展を開催したことなどにより、関係資料館との連携を図った。</p> <p>関係資料館との主な連携等の状況については次のとおりである。</p> <p>(1) 関係資料館との情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度において、「沖縄県平和祈念資料館」、「知覧特攻平和会館」、「樺太関係資料館」、「仙台市戦災復興記念館」、「大阪国際平和センター」、「堺市立平和と人権資料館」の 6 資料館に出向き、入館者増の施策状況について情報交換を行った。他の資料館についても、メールで同様の調査を実施した。 	平成 20 年度	全都道府県	8,136 件	平成 21 年度	全都道府県	2,934 件	平成 22 年度	全都道府県	352 件	平成 23 年度	44 都道府県	767 件	平成 24 年度	26 都道府県	137 件
平成 20 年度	全都道府県	8,136 件														
平成 21 年度	全都道府県	2,934 件														
平成 22 年度	全都道府県	352 件														
平成 23 年度	44 都道府県	767 件														
平成 24 年度	26 都道府県	137 件														

中期計画の事項	実施結果
<p>(5) 外国の関係機関との関係強化 外国における関係機関との間の関係の強化を目指す。</p> <p>(6) 職員の雇用問題 基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。</p> <p>第 4 予算、収支計画及び資金計画 運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。</p>	<p>(2) 関係資料館におけるフォーラム等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舞鶴引揚記念館及び舞鶴市から「舞鶴引揚記念館 20 周年記念事業」の開催において、当基金に協力要請があり、同館と連携を図り平成 20 年 9 月 6 日に「フォーラム 2008 平和祈念講演『平和の願いを語り継ごう』」を開催した。 ・基金側からの働きかけにより沖縄県平和祈念資料館の積極的な協力を得て、同資料館において、平成 21 年 5 月 14 日～24 日にかけて、シベリア抑留と中国引き揚げをテーマにした絵画と漫画の「特別企画展」を開催した。 ・神戸市での地方展示会が新型インフルエンザ蔓延のため中止とせざるを得なかったため、改めて広島県呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）に基金側から地方展示会開催の働きかけを行い、同科学館の積極的な協力を得て、平成 21 年 11 月 18 日～23 日にかけて、「平和祈念展『語り継ごう！戦争体験の記憶』」を開催した。 <p>平成 14 年度から平成 19 年度までの間、ロシア連邦公的機関等の協力を得て、各公文書館等が保有している日本人抑留関係資料の所在調査を実施してきたが、平成 20 年度において、映像資料の使用契約を結び、資料館において使用できるようにした。</p> <p>職員の雇用問題については、平成 20 年度に関係機関に対して働きかけを行ったものの、基金独自に採用した職員 1 人は、平成 20 年度末で自主退職したため、雇用確保の働きかけを行う対象者がいなくなった。</p> <p>「運用方針」（平成 15 年 10 月理事長決定）等に基づき、運用資金を以下のとおり適正に管理・運用し運用収入の確保に努めた結果、各年度において確実に予算額とほぼ同程度の運用収入を確保することができた。</p> <p>また、平成 20 年 10 月から、割引短期国債等より利率面で有利になった譲渡性預金での短期運用を新たに開始するなどきめ細かい資金運用を行うことにより、低金利の状況下においても運用収入の上積みを図った。</p>

中期計画の事項	実施結果						
<p>第5 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額を1億円とする。短期借入金が想定される理由は運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。</p>	<p>なお、内部統制及びガバナンスの観点から、運用収入や予算執行の実績を役員会に報告し、了承を得ている。</p>						
	<p>(1) 運用資金の管理・運用 運用収入の予算・実績 (単位：百万円)</p>						
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	予算額	495	407	153	2	2	
	実績額	483	411	167	2	1	
	<p>注) 実績額は現金ベース</p>						
	<p>(2) 予算、収支計画及び資金計画等 (単位：百万円)</p>						
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	運営費交付金	750	698	354	—	—	
	運営費交付金債務	7	145	76	—	—	
執行率	99.1%	79.2%	78.5%	—	—		
当期総利益	251	140	43	3	—		
利益剰余金累計	481	621	664	667	409		
当期総損失	—	—	—	—	28		
<p>注1) 平成23年度以降、運営費交付金の予算措置無し</p>							
<p>注2) 利益剰余金については、独立行政法人通則法第44条第1項本文の規定に基づき、全て積立金として整理</p>							
<p>(3) 基金解散に伴う国庫納付について 総務省と財務省担当部局との事前協議を踏まえ、解散前に不要となった財産4,450百万円について、平成25年2月8日に国庫納付を行った。</p>							
<p>※借入の実績はない。</p>							

中期計画の事項	実施結果																
<p>第6 重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別企画展等の充実 2 入館者サービス、情報提供の質的向上のための整備の充実 3 関係資料の充実 4 調査研究の充実 5 広報の充実 <p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び設備に関する計画 施設及び設備に関する計画はない。 2 人事に関する計画 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図ることにより、適切な内部事務を遂行する。 	<p>※重要な財産の処分等はない。</p> <p>※剰余金使用の実績はない。 (独立行政法人通則法第44条第1項本文の規定に基づき、全て積立金として整理。)</p> <p>※該当はない。</p> <p>人事に関する計画に関しては、個々の職員の業務遂行上の能力を向上させるとともに積極的に知識や最新情報を修得させ、意識向上を図るため、機会を捉えて外部機関の主催による研修に職員を派遣した。 主な外部研修の実績は次のとおりである。</p> <p>【平成20年度】</p> <table border="1" data-bbox="954 1038 2150 1350"> <thead> <tr> <th>研 修 名</th> <th>主 催</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新入社員等防災研修会</td> <td>住友ビル管理会社</td> </tr> <tr> <td>防火管理講習</td> <td>東京消防庁</td> </tr> <tr> <td>情報公開・個人情報保護制度の運営に関する研修会</td> <td>総務省関東管区行政評価局</td> </tr> <tr> <td>関東地区行政管理・評価セミナー</td> <td>総務省関東管区行政評価局</td> </tr> <tr> <td>ビジネスアソシエ経営セミナー（福利厚生施策）</td> <td>NTTビジネスアソシエ</td> </tr> <tr> <td>内部統制実務セミナー</td> <td>新日本有限責任監査法人</td> </tr> <tr> <td>人事労務セミナー</td> <td>株式会社フォーブレン</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 名	主 催	新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社	防火管理講習	東京消防庁	情報公開・個人情報保護制度の運営に関する研修会	総務省関東管区行政評価局	関東地区行政管理・評価セミナー	総務省関東管区行政評価局	ビジネスアソシエ経営セミナー（福利厚生施策）	NTTビジネスアソシエ	内部統制実務セミナー	新日本有限責任監査法人	人事労務セミナー	株式会社フォーブレン
研 修 名	主 催																
新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社																
防火管理講習	東京消防庁																
情報公開・個人情報保護制度の運営に関する研修会	総務省関東管区行政評価局																
関東地区行政管理・評価セミナー	総務省関東管区行政評価局																
ビジネスアソシエ経営セミナー（福利厚生施策）	NTTビジネスアソシエ																
内部統制実務セミナー	新日本有限責任監査法人																
人事労務セミナー	株式会社フォーブレン																

【平成 21 年度】

研 修 名	主 催
新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社
情報公開・個人情報保護制度の運営及び文書等の管理に関する研修会	総務省関東管区行政評価局
防火・防災管理講習	東京消防庁
平成 21 年度公文書館等職員研修会	独立行政法人国立公文書館（新規）
第 28 回政府出資法人等内部監査講習会	会計検査院（新規）
国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム	人事院関東事務局
情報公開・個人情報保護事例研修会	内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局
財務担当研修（3 級商簿講義）	T A C 株式会社（新規）

【平成 22 年度】

研 修 名	主 催
第 45 回予算編成支援システム研修	財務省主計局
防火・防災管理講習	東京消防庁
財務担当研修（3 級商簿講義）	T A C 株式会社

【平成 23 年度】

研 修 名	主 催
平成 23 年度公文書管理研修Ⅱ（第 2 回）	独立行政法人国立公文書館（新規）
平成 23 年度評価・監査中央セミナー	総務省行政評価局

【平成 24 年度】

研 修 名	主 催
情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会	総務省関東管区行政評価局（新規）
平成 24 年度公文書管理研修Ⅰ（第 2 回）	独立行政法人国立公文書館（新規）

中期計画の事項	実施結果
<p>3 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 環境対策 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。</p> <p>(2) 危機管理 常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。</p>	<p>環境対策については、国が毎年策定する「環境物品等の調達に関する基本方針」及び基金が毎年度策定・公表している「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下、「環境方針」という。）に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進するとともに、役職員の日常業務における経常的な節電、ペーパーレス化、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取組を着実に実施している。また、東日本大震災後においては、さらに徹底した節電対策を実施した。</p> <p>主な環境対策の実施状況等については次のとおりである。</p> <p>(1) 環境に配慮した物品及びサービスの調達の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達目標を 100%とした環境方針を策定し、ホームページに掲載した。 ・ 継続的な環境に配慮した製品の使用、上記環境方針に定められた全ての品目について目標の 100%調達を達成した。 <p>(2) 環境に対する日常的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境方針に基づき、節電、LANの活用・両面コピーの促進によるペーパーレス化、廃棄物の分別収集等を推進した。 <p>(3) 東日本大震災後の更なる徹底的な節電対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年 3 月から使用電力の節減を強化し、電力使用量の増える夏場においても計画に沿った 20%削減を達成した（庁舎管理庁である総務省統計局で総務省第 2 庁舎の電力量を測定）。 ・ 平成 23 年度 6 月から、第 2 庁舎の電力使用量を入手し、役職員の節電に対する意識を喚起し、節電の取組を強化した（例：事務室蛍光灯の 1 / 2 以上の消灯、昼休み時間の完全消灯）。 <p>資料館における危機管理については、住友ビル全館の訓練に合わせ、平成 15 年 10 月策定の危機対応マニュアル等に基づく一般電話を利用した通報訓練、避難訓練の実施及び職員の危機管理意識の向上を図った。</p> <p>また、総務省第二庁舎では、庁舎の自衛消防隊が設置され、その中で、通報連絡係、初期消火係、誘導班、避難器具班、防護措置班を担当し、災害時に対応する体制を整備した。</p>

中期計画の事項	実施結果
<p>(3) 職場環境 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。</p> <p>(4) 内部統制・ガバナンス強化 整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。</p>	<p>職場環境については、メンタルヘルス相談窓口及びセクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止に関する指針の職員への周知及び女性相談員の設置、人事院作成のメンタルヘルスのためのガイドブックを役職員に供覧周知、人権等への適切な対応及び女性に配慮した職場環境の形成等についての弁護士講演を行うなど、適切な職場環境の形成を図った。</p> <p>また、セクシャルハラスメントについての相談員として、総務部長のほか女性相談員2名を指定し、職員が相談しやすいように配慮。なお、平成24年12月に内閣府が公表した「独立行政法人等女性参画状況調査」の結果、ポジティブ・アクションの取組事例として取り上げられた。</p> <p>内部統制・ガバナンス強化については、役員会への監事の積極的な参加による監視機能強化、理事長のマネジメント・リーダーシップを発揮するための環境・体制の確立、業務の進捗管理をPDCAサイクルにより行い、目標達成のためのリスク管理体制の強化、職員の内部統制に係る研修への参加による職員への意識向上や情報共有、保有する個人情報管理の強化対策の推進、t o d o リストによる適切な進行管理の実施、監査方針に基づく定期監事監査などの実施による監事による監査の強化などにより、体制の整備等を図った。</p>
<p>第9 経過規定（平成22年7月の改定時に追加）</p> <p>1 第3の1～5の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。 なお、これらの残務処理を適切に行うものとする。</p> <p>2 第3の7((3)を除く)、第5、第7及び第8の3の(2)については、平成22年10月以降、適用しない。</p>	<p>基金の解散に係る取組については、基金独自の取組を行いつつ、総務省と定期的な懇談を持って問題点の洗い出し等を行い、これまでの業務の整理等を適切に進めるとともに、解散に伴い発生する処理を行った。</p> <p>また、年報について、平成22年度版、平成23年度版及び平成24年度版について、項目、内容を整理し、基金ホームページに掲載するとともに、国立国会図書館の「インターネット資料収集保存事業」による保存措置を講じた。</p> <p>なお、(財)全国強制抑留者協会から申請のあった「戦後強制抑留関係者特別慰藉基金造成計画」及び「慰藉事業収入・支出計画」については、適切に審査の上承認を行い、慰藉事業の実績報告を受けることにより、慰藉基金の管理についても適切に指導・監督を行った。</p>

予 算 計 画

別紙2

【第2期中期目標期間】

(単位:百万円)

区 分	計画額	決算額	差引増△減額
収入			
運営費交付金	2,134	1,802	332
運用収入	1,085	1,001	84
臨時収入	33,293	35,881	△ 2,588
事業外収入	0	2	△ 2
計	36,512	38,686	△ 2,174
支出			
慰藉事業費(国庫納付金・繰越金等含)	35,710	32,447	3,263
一般管理費	802	654	148
国庫納付金・繰越金	—	5,686	
計	36,512	38,787	△ 2,275

(注) 百万円未満切捨て。

収 支 計 画

【第2期中期目標期間】

(単位:百万円)

区 分	計画額	決算額	差引増△減額
費用の部	36,586	33,016	3,570
経常費用	36,586	33,015	3,571
慰藉事業費	35,685	32,485	3,200
一般管理費	802	450	352
減価償却費	99	78	21
財務費用	0	1	△ 1
臨時費用	0	0	0
収益の部	36,586	33,425	3,161
経常収益	3,293	4,131	△ 838
運営費交付金	2,109	1,776	333
運用収入	1,085	1,001	84
事業外収入	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	94	84	10
資産見返補助金戻入	5	13	△ 8
財務収益	0	1,254	△ 1,254
臨時利益	33,293	29,293	4,000
純利益	—	695	695
前中期目標期間繰越積立金取崩	—	229	229
総利益	—	409	409

(注) 百万円未満切捨て。

資 金 計 画

【第2期中期目標期間】

(単位:百万円)

区 分	計画額	決算額	差引増△減額
資金支出	36,778	129,409	△ 92,631
業務活動による支出	36,661	34,168	2,493
投資活動による支出	25	90,223	△ 90,198
財務活動による支出	0	4,488	△ 4,488
繰越金	92	528	△ 436
資金収入	36,778	129,409	△ 92,631
業務活動による収入	3,259	3,350	△ 91
運営費交付金による収入	2,134	1,802	332
運用収入	1,125	1,548	△ 423
投資活動による収入	33,253	125,972	△ 92,719
財務活動による収入	0	0	0
当期中期目標の期間の期首資金残高	266	87	179

(注) 百万円未満切捨て。